

令和 3 年度芦屋市生活困窮者 自立支援制度に関する 事業実績報告書（案）

令和 4 年 8 月 芦屋市

目 次

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| I 自立相談支援事業等（必須事業）の実績 | 1 |
| 1 相談実績..... | 2 |
| (1) 自立相談支援事業の相談分析..... | 2 |
| 2 支援実績..... | 8 |
| (1) 相談支援..... | 8 |
| (2) 自立相談支援事業による就労支援..... | 11 |
| 3 成果と課題..... | 16 |
| (1) 成果..... | 16 |
| (2) 課題..... | 18 |
| II 就労準備支援事業（任意事業）の実績 | 21 |
| 1 支援実績..... | 21 |
| 2 社会資源の開拓..... | 23 |
| 3 対象者の状態像に対応できる支援メニューの多様化について..... | 24 |
| 4 周知・啓発..... | 25 |
| 5 成果と課題..... | 25 |
| (1) 成果..... | 25 |
| (2) 課題..... | 26 |
| III 地域まなびの場支援事業（任意事業）の実績 | 28 |
| 1 支援実績..... | 28 |
| (1) 学習支援..... | 28 |
| (2) 居場所づくり（子どもの居場所「ひみつきち」）..... | 29 |
| (3) 養育支援..... | 30 |
| 2 成果と課題..... | 31 |
| (1) 成果..... | 31 |
| (2) 課題..... | 32 |

| | |
|--|-----------|
| IV 個別事例とその地域課題 | 34 |
| 事例 1 『同居する親に生活全般の援助を受け、自立意識が低い方への支援』 | 34 |
| 事例 2 『就労準備支援事業利用事例（継続支援）』 | 36 |
| V 事業推進体制 | 39 |
| 1 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会 | 39 |
| 2 総合相談連絡会 | 40 |
| 3 事例検討会 | 41 |
| 4 阪神 7 市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会 | 41 |
| 5 総合相談窓口の関係図 | 42 |
| VI その他 | 43 |
| 1 広報啓発 | 43 |
| 2 近隣市との情報交換会等 | 44 |
| 3 職員研修 | 44 |
| 4 視察等対応 | 44 |
| VII 参考資料 | 45 |
| 1 生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱 | 45 |
| 2 令和 3 年度 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿 | 47 |
| 3 つながるあしや、福祉なんでも相談 総合相談窓口 | 48 |

I 自立相談支援事業等（必須事業）の実績

<事業の概要>

芦屋市の自立相談支援事業は、社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会（以下、社協）が芦屋市から委託を受けて実施しています。

令和2年3月から続く、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入減少・離職に関する相談が増えました。しかし、令和3年度に入り、コロナ関連の支援策が次々と追加・変更・終了される中で、「自分は何が使えるのかわからない」という内容の相談も多くなりました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化し経済的困窮状態に陥る世帯が増加したため、前年から引き続いて「生活福祉資金緊急小口資金（新型コロナウイルス特例貸付）」、「総合支援資金（新型コロナウイルス特例貸付）」及び「住居確保給付金」を活用した支援を実施しました。さらに「総合支援資金再貸付」、「住居確保給付金再支給」、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」など追加支援策の相談支援対応を実施しました。

社協では、生活福祉資金貸付事業と生活困窮者自立相談支援事業を同じ相談支援係で所管しており、生活福祉資金の貸付を「世帯の自立に向けた支援の一つ」として捉えています。そのため、貸付を入口とした相談から生活困窮者自立相談支援事業へ円滑につなぐことができるというメリットがあります。

生活困窮者自立相談支援事業の相談支援員がメインケースワーカーとなって本人支援をすることにより、窓口が一本化され、家計支援、就労支援、世帯の自立支援を一体的に提供できる体制があります。相談の初期段階から課題を整理し一緒に取り組むことによって、本人にとっては「人に言えない悩みをわかってもらえる」安心感と課題解決の進捗を確認しながら取り組むことができます。

コロナ禍の影響を直接的に受けて経済的困窮状態になっている世帯が少なくなってきていますが、各種制度を利用しても生活が再建できない対象者については、債務整理等も含めた生活再建策を提案し、継続的に支援を行う必要があると考えています。

また、就労自立や生活保護受給となった場合、経済的な問題は解決することになりますが、「会社で何かあった時に相談できる相手がない」、「生活保護を受給したことにより様々な問題は解決したが、話し相手がない」など社会的孤立に関する課題が残った状態の人が多い状況にあります。緩やかにつながり続ける支援が必要ですが、相談員や専門職だけで支援できるものではなく、地域住民と協力し、地域とのつながりの中で、その地域で生活する一員としてお互いを知っていくことができる支援が必要と考えています。

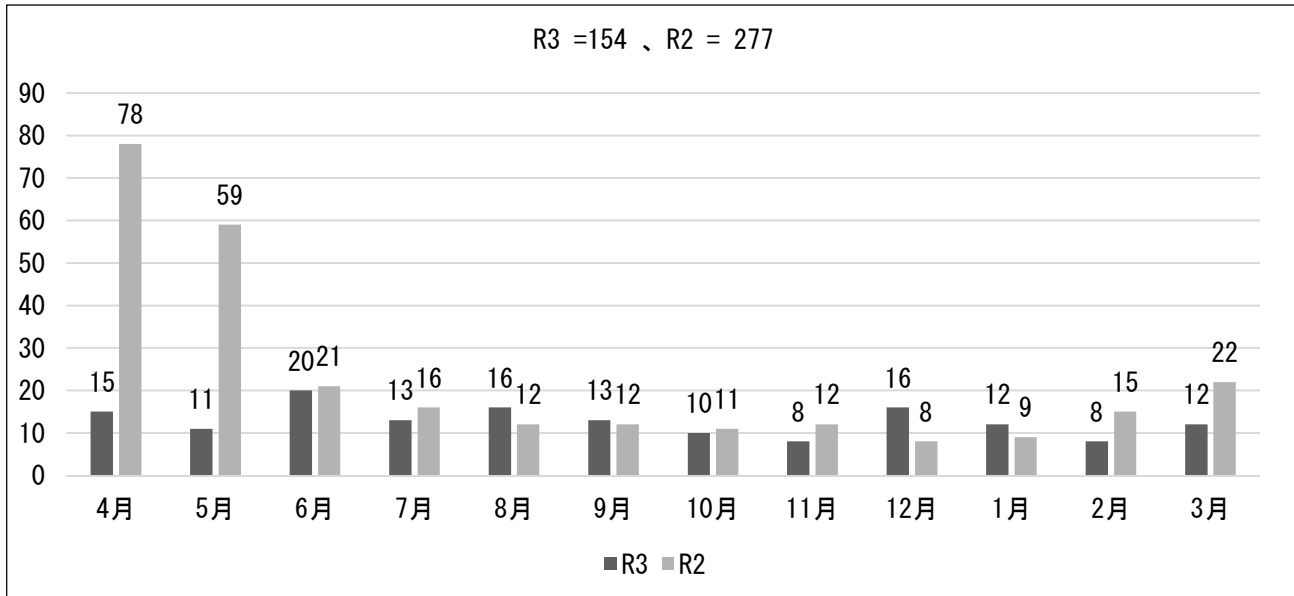
次頁以降に本事業に関する実績を報告します。

1 相談実績

(1) 自立相談支援事業の相談分析

ア 月別相談件数の推移

【図表 1-1】



【図表 1-2】

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間合計 |
|------------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|------|
| 新規相談受付件数 (本人未特定を含む) | 15 | 11 | 20 | 13 | 16 | 13 | 10 | 8 | 16 | 12 | 8 | 12 | 154 |

イ 性別・年代別

【図表 1-3】

| 性別 | 男性 | 68 |
|----|-----|----|
| | 女性 | 85 |
| | その他 | 1 |

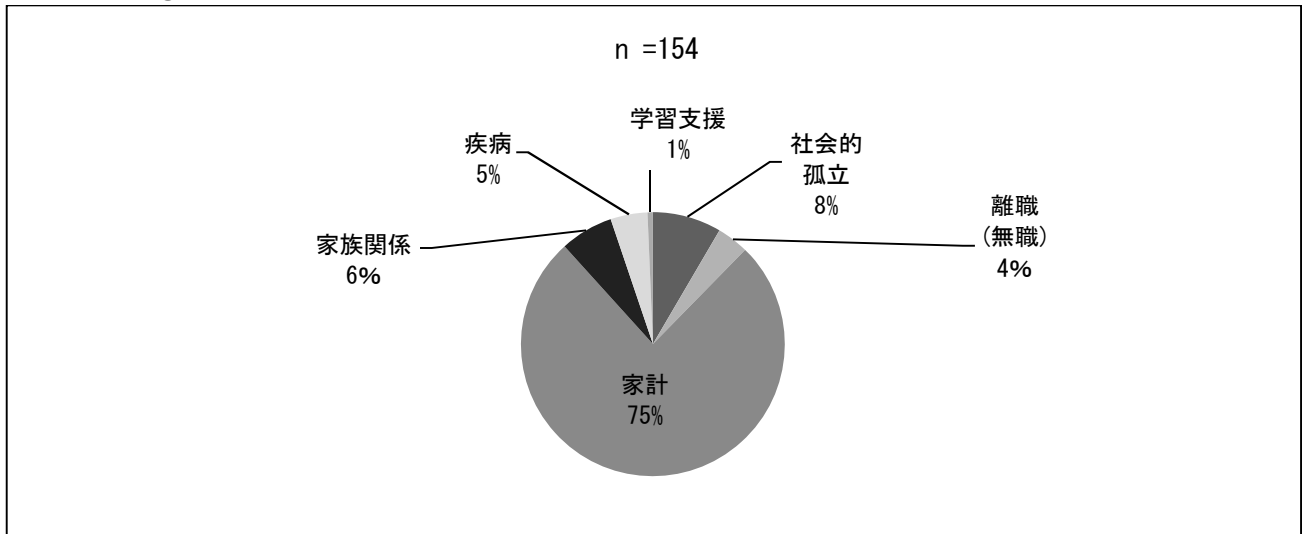
【図表 1-4】

| 年代 | ～10代 | 3 |
|----|--------|----|
| | 20代 | 13 |
| | 30代 | 12 |
| | 40代 | 32 |
| | 50代 | 41 |
| | 60～64歳 | 8 |
| | 65歳～ | 36 |
| | 不明 | 9 |

昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入減少に関する相談が多く、全体を通しては、中高年齢層と10代、20代の方からの相談が増えています。

ウ 主な困りごと種別

【図表 1-5①】



【図表 1-5②】

困りごとの詳細（複数回答があるため、相談者数とは合致しません。）

| 項目 | 件数 |
|------------------|-----|
| 病気や健康、障がいのこと | 21 |
| 住まいについて | 28 |
| 収入・生活費のこと | 101 |
| 家賃やローンの支払いのこと | 35 |
| 税金や公共料金等の支払いについて | 11 |
| 債務について | 14 |
| 仕事探し、就職について | 30 |
| 仕事上の不安やトラブル | 6 |
| 地域との関係について | 2 |
| 家族との関係について | 26 |
| 子育てのこと | 5 |
| 介護のこと | 7 |
| ひきこもり・不登校 | 10 |
| DV・虐待 | 0 |
| 食べるものがない | 3 |
| その他 | 12 |
| 合計 | 311 |

全相談件数に対して約2倍の困りごとがあり、1人の相談者が複数の困りごとを抱えていることが分かります。課題が複雑になると、解決までの支援期間が長期化します。

また、従来より社会的孤立に関する相談が増え、すぐには解決できない相談内容のため、居場所や役割などを検討する場面が必要です。

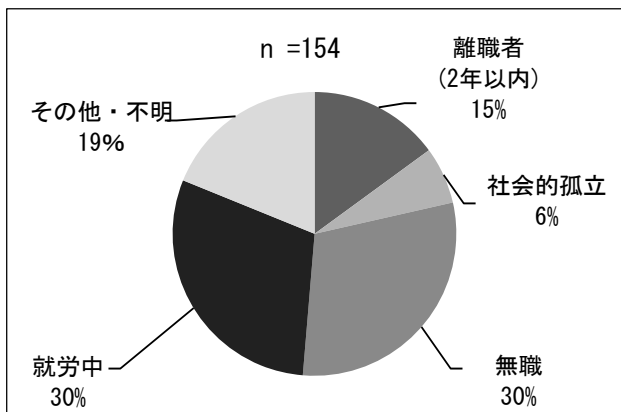
【図表1-6 年代別の状況】

| 困りごと \ 年代 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60~64歳 | 65歳以上 | 不明 | 合計 | R2 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-------|----|-----|-----|
| 社会的孤立 | 1 | 2 | 3 | 1 | 3 | 0 | 1 | 2 | 13 | 7 |
| 離職（無職） | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 6 | 18 |
| 家計 | 0 | 8 | 7 | 25 | 33 | 7 | 32 | 5 | 117 | 237 |
| 家族関係 | 0 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 10 | 11 |
| 疾病 | 0 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 7 | 4 |
| 学習支援 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 合計 | 3 | 13 | 12 | 32 | 41 | 8 | 36 | 9 | 154 | 277 |

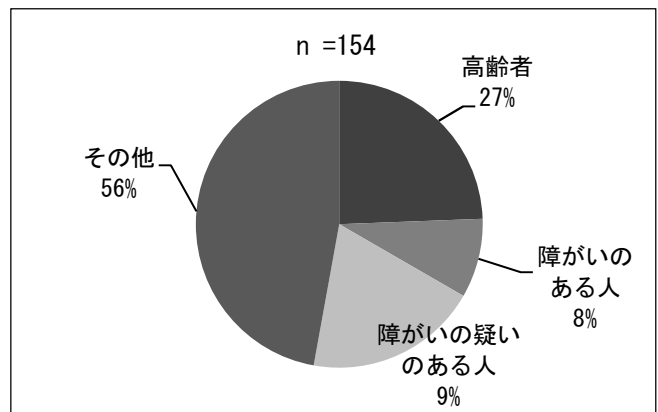
昨年度と同様に1年を通して、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による就労中の人の「収入減少」に関する相談が増えました。また、貸付などの各種経済支援策を終了した後の生活相談も増えています。

エ 就労状況・対象者

【図表1-7 就労状況】



【図表1-8 対象者】



【図表 1-9 就労状況・対象者】

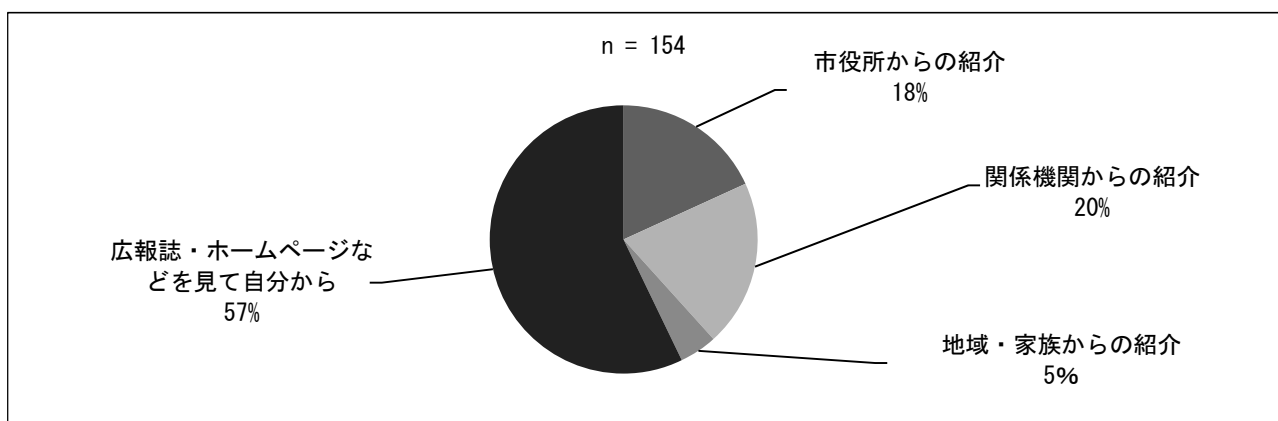
| 就労状況 \ 対象者 | 高齢者 | 障がいのある人 | 障がいの疑いのある人 | その他 | 合計 | R2 |
|--------------|-----|---------|------------|-----|-----|-----|
| 離職者（2年以内） | 1 | 4 | 1 | 17 | 23 | 49 |
| 社会的孤立（ひきこもり） | 2 | 0 | 4 | 4 | 10 | 4 |
| 無職 | 24 | 4 | 4 | 14 | 46 | 52 |
| 就労中 | 13 | 0 | 2 | 31 | 46 | 156 |
| その他・不明 | 1 | 5 | 3 | 20 | 29 | 16 |
| 合計 | 41 | 13 | 14 | 86 | 154 | 277 |

年金と就労収入で生活していた高齢者世帯が、新型コロナウイルスの影響で就労収入を失ったことで困窮し、その後再就職が難しい方が増加したことで生活保護申請が必要なケースが増えています。

また、「その他」の中にはひとり親世帯が含まれており、学級閉鎖や休校などで子どもが自宅にいる間、親も仕事を休まざるを得ないため収入が減少する一方で、家にいる時間が増えることで食費や水光熱費が増えるため、家計に直結し、経済的困窮になる世帯が増えています。

オ 相談経路

【図表 1-10】



【図表 1-11 相談経路内訳】

| (A) 市役所からの紹介 | | 件数 | (B) 関係機関からの紹介 | | 件数 | (C) 総合相談窓口からの紹介 | | 件数 |
|-----------------|------------|--------------------------|---------------|---------|-----------|-----------------|---------------------|-------------|
| こども・健康部 子育て推進課 | 8 | 高齢者生活支援センター | 12 | 地域・家族から | 家族・知人・大家 | 4 | 広報誌・ホームページなどを見て自分から | 95 (239) |
| 都市建設部 建設総務課 | 4 | 障がい相談支援事業所・障がい基幹相談支援センター | 4 | | 民生委員・児童委員 | 3 | | |
| 福祉部 生活援護課 | 3 | 若者相談センターアサガオ | 3 | | 小計 | 7(9) | | |
| 総務部 債権管理課 | 3 | 社会福祉協議会 | 3 | | | | | |
| 市民生活部 保険課 | 3 | 医療機関 | 3 | | | | | |
| 福祉部 障がい福祉課 | 1 | 学校園 | 2 | | | | | |
| 市民生活部 上宮川文化センター | 1 | ハローワーク | 1 | | | | | |
| 都市建設部 都市整備課 | 1 | 保護司 | 1 | | | | | |
| 市民生活部 地域経済振興課 | 1 | ひきこもり支援センター | 1 | | | | | |
| 市役所交換・部署不明 | 3 | 権利擁護支援センター | 1 | | | | | |
| (A) 合計 | 28 (24) | (B) 合計 | 31(14) | | | | | |

※各項目合計（ ）内の値：令和2年度実績

今年度は、関係機関から相談窓口につながるものが多くありました。また、市役所からは、福祉部以外の庁内各課からつながることが多く、生活福祉資金コロナ特例貸付の窓口としての周知が進んだ結果ではないかと思われます。

【図表 1-12 主な困りごと種別の相談経路】

| 困りごと | 社会的孤立 | | 離職(無職) | | 家計 | | 家族関係 | | 疾病 | | 学習支援 | | 合計 | | R2 | |
|-----------------|------------|---------|--------|---------|-----|---------|------|---------|----|---------|------|---------|-----|---------|-----|---------|
| | 全数 | 内滞納・負債有 | 全数 | 内滞納・負債有 | 全数 | 内滞納・負債有 | 全数 | 内滞納・負債有 | 全数 | 内滞納・負債有 | 全数 | 内滞納・負債有 | 全数 | 内滞納・負債有 | 全数 | 内滞納・負債有 |
| (A) 市役所からの紹介 | 1 | 0 | 0 | 0 | 24 | 7 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 28 | 8 | 24 | 7 |
| (B) 関係機関からの紹介 | 10 | 0 | 3 | 0 | 14 | 3 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 31 | 3 | 14 | 6 |
| (C) 総合相談窓口からの紹介 | 地域・家族からの紹介 | 1 | 0 | 1 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 7 | 1 | 9 | 3 |
| | 自分から(広報誌等) | 1 | 0 | 2 | 0 | 75 | 10 | 6 | 0 | 4 | 2 | 0 | 88 | 12 | 230 | 70 |
| 合計 | 13 | 0 | 6 | 0 | 117 | 21 | 10 | 1 | 7 | 2 | 1 | 0 | 154 | 24 | 277 | 86 |

高齢者生活支援センターからつながったケースの多くは、親の年金と子どもの就労収入で生活していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、子どもの収入が減少し、経済的に困っている世帯や、経済的虐待を疑われるものでした。

全件数のうち、滞納・負債有の割合が約24%となっており、昨年度と比較して減少しています。慢性的な低所得世帯やひとり親世帯などでは、何かあった時の預貯金が少なく、また不安定雇用での就労者も多いため、本人だけでは解決できない課題を抱える世帯が多くあります。

収納関係課との連携では、窓口へ同行することを原則として支援することにより、分納相談等もスムーズに行うことができ、「滞納しているお金を支払うストレス」が軽減し、継続的な支払いをすることができているケースが多くなっています。

権利擁護支援センター専門相談を活用し、法的債務整理をするケースが増えており、生活再建への道のりが遠く感じられるケースが増えています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入減少の相談者の中には、慢性的な家計の赤字により滞納・負債がある世帯があります。家賃滞納が続くと居住場所を失う危険性があり、居住支援を含む今後の支援方法の検討が必要であると考えます。

2 支援実績

(1) 相談支援

ア 相談支援の状況

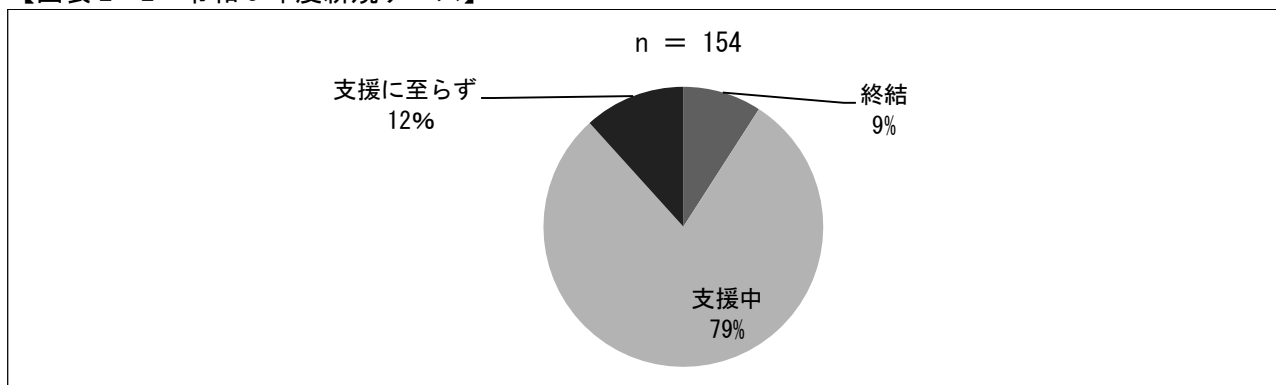
【図表 2-1 令和3年度実績】

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間合計 | R2 | |
|-----------------------------------|------------------|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|------|-----|-----|
| 新規相談受付件数（本人未特定を含む） | | 15 | 11 | 20 | 13 | 16 | 13 | 10 | 8 | 16 | 12 | 8 | 12 | 154 | 277 | |
| プラン策定前支援終了件数 （初回スクリーニング時） | | 3 | 2 | 0 | 1 | 6 | 4 | 3 | 0 | 1 | 4 | 3 | 4 | 31 | 52 | |
| | 情報提供のみで終了 | 2 | 2 | 0 | 1 | 4 | 3 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 4 | 20 | 35 | |
| | 他機関へのつなぎで終了 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 0 | 1 | 2 | 2 | 0 | 11 | 17 | |
| | スクリーニング判断前に中断・終了 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 支援決定・確認件数（再プランを含む） | | 0 | 7 | 5 | 5 | 0 | 11 | 5 | 5 | 6 | 4 | 2 | 4 | 54 | 117 | |
| 就労支援対象者数 （プラン期間中の一般就労を目標にしている） | | 0 | 4 | 3 | 2 | 0 | 6 | 3 | 3 | 5 | 3 | 1 | 1 | 31 | 70 | |
| 事業等利用 | 法に基づく 住居確保給付金 | 新規 | 3 | 2 | 1 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 19 | 120 |
| | | 再支給 | 12 | 16 | 3 | 4 | 3 | 2 | 2 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 47 | 28 |
| | 就労準備支援事業 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 8 | 5 | |
| | 自立相談支援事業による就労支援 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 | 0 | 0 | 12 | 24 | |
| | 子どもの学習・生活支援事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | |
| その他 | 生活福祉資金による貸付 | 0 | 5 | 3 | 3 | 0 | 3 | 5 | 1 | 3 | 3 | 0 | 3 | 29 | 66 | |
| | 生活保護受給者等就労自立促進事業 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 11 | 15 | |
| 評価実施件数（再プランを含む） | | 0 | 5 | 2 | 2 | 1 | 3 | 2 | 0 | 1 | 2 | 1 | 2 | 21 | 29 | |
| 評価結果 | 終結 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 1 | |
| | 再プランして継続 | 0 | 5 | 2 | 2 | 1 | 3 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 19 | 28 | |
| | 中断 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 見られた変化 | 変化あり | 0 | 5 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 0 | 1 | 2 | 1 | 2 | 19 | 25 | |
| | 変化なし | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 | |
| 評価実施件数中就労支援対象プラン作成者分 | | 0 | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 11 | 14 | |
| | 一般就労開始 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | |
| | 就労収入が増加 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | |

今年度の上半期は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による各種制度の追加支援策や変更が多く、申請受付業務に追われ、生活再建に必要な生活状況の聞き取りや支援方針を検討するなどの丁寧な支援ができなかった状況にありました。

イ スクリーニング状況

【図表 2-2 令和3年度新規ケース】



【図表 2-3 主な困りごと種別】

| | | 社会的孤立 | 離職(無職) | 家計 | 家族関係 | 疾病 | 学習支援 | 合計 |
|--------|------------|-------|--------|-----|------|----|------|-----|
| 終結 | H27~R2 年度* | 5 | 6 | 51 | 7 | 1 | 0 | 70 |
| | R3 年度 | 2 | 0 | 11 | 1 | 0 | 0 | 14 |
| | 合計 | 7 | 6 | 62 | 8 | 1 | 0 | 84 |
| 支援中 | H27~R2 年度* | 11 | 21 | 234 | 11 | 6 | 0 | 283 |
| | R3 年度 | 10 | 6 | 91 | 8 | 6 | 1 | 122 |
| | 合計 | 21 | 27 | 325 | 19 | 12 | 1 | 405 |
| 支援に至らず | H27~R2 年度* | 2 | 0 | 11 | 0 | 2 | 0 | 15 |
| | R3 年度 | 1 | 0 | 15 | 1 | 1 | 0 | 18 |
| | 合計 | 3 | 0 | 26 | 1 | 3 | 0 | 33 |
| 中断 | H27~R2 年度* | 4 | 3 | 42 | 5 | 1 | 0 | 55 |
| | 合計 | 4 | 3 | 42 | 5 | 1 | 0 | 55 |

*H27~R2 年度中に終結に至らなかったケース

全ケースについて支援状況の確認や支援停滞ケースについて進捗確認し、ケース支援を「終結」、「中断」、「支援中」、「支援に至らず」と分類しました。関係機関は何らかの支援が必要と考えている場合でも、家計相談など踏み込んだ支援を提案すると、本人が生活状況を変えることを望まない場合が多く、具体的な支援にならないことがあります。

【図表 2-4 主な困りごと別の解決法】

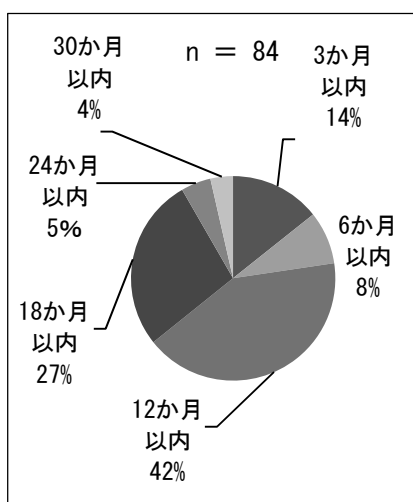
| 解決法 主な困りごと | 就労 | 家計改善 | 他機関 つなぎ | 他市転出 | その他 | 合計 | R2 |
|---------------|----|------|------------|------|-----|----|----|
| 社会的孤立 | 1 | 0 | 4 | 2 | 0 | 7 | 6 |
| 離職（無職） | 2 | 1 | 1 | 0 | 2 | 6 | 8 |
| 家計 | 3 | 6 | 25 | 9 | 19 | 62 | 46 |
| 家族関係 | 1 | 0 | 2 | 2 | 3 | 8 | 3 |
| 疾病 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 3 |
| 合計 | 7 | 7 | 32 | 14 | 24 | 84 | 66 |

社会的孤立に関する相談が増えました。

親から子どもの不登校やひきこもりに関する相談が増えましたが、必ずしも本人と会える場合ばかりではないため、本人の主訴が不明であることが多いです。その場合、相談者である親などに状況を聞いたり、同様の困りごとを持つ人との交流を進めるなどの家族支援の提供から始めます。

ウ 終結までの支援期間

【図表 2-5】



【図表 2-6 主な解決法の種別】

| 解決法 期間 | 就労 | 家計改善 | 他機関 つなぎ | 他市 転居 | その他 | 合計 | R2 |
|-----------|----|------|------------|----------|-----|----|----|
| 3か月以内 | 0 | 0 | 10 | 0 | 2 | 12 | 12 |
| 6か月以内 | 0 | 1 | 6 | 0 | 0 | 7 | 14 |
| 12か月以内 | 2 | 6 | 8 | 4 | 15 | 35 | 21 |
| 18か月以内 | 5 | 0 | 6 | 7 | 5 | 23 | 10 |
| 24か月以内 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 4 | 3 |
| 30か月以内 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 3 | 6 |
| 合計 | 7 | 7 | 32 | 14 | 24 | 84 | 66 |

1年から1年半で終結となったケースの多くは、新型コロナウイルス特例貸付や住居確保給付金を利用して、生活再建ができた世帯が多く、さらに緊急事態宣言が解除になり、もともとの仕事で収入が得られるようになったため終結となりました。自営業や個人事業主の方々は、事業に関する経済支援策も活用することができるため、自立相談支援機関での家計の見直しなどの支援は望まない傾向にありました。

エ 福祉部生活援護課との連携

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて減収となり相談に来られた方の中で、生活保護を必要とするケースについては、相談員同行の上で、生活保護を申請するなど切れ目のない支援を行いました。

生活保護利用を強く拒否する方がいますが、貸付などの対象とならない場合は他の経済支援策や制度がなく、経済的困窮が深刻になります。

(2) 自立相談支援事業による就労支援

就労支援においても新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、求人数の減少や求職者数の増加により、高齢者が職に就きにくい状況でした。

ハローワーク西宮とは積極的に連携し、情報共有や支援調整会議での支援方針の検討、生活保護受給者等就労自立促進事業の活用をしました。

本人の就労意欲喚起が難しいケースは、事例検討会を通じてスーパーバイザーから助言をいただき、支援方針を検討しました。

(3) 自立相談支援事業における他事業との連携

ア 住居確保給付金

昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症に関する経済対策として、住居確保給付金の対象者の拡大や求職活動要件が緩和されたことで、相談件数・利用件数ともに増加しました。

イ 就労準備支援事業

社会的孤立や転職を繰り返すケースの相談が増えたため、就労準備支援事業利用者も増加しました。自立相談支援機関担当職員と就労準備支援事業担当者が一体的に関わることで、就労相談と生活相談の担当者を分けることができ、また本人も課題によって関わる人が違う体験を積み重ねることができました。

「くろまつ」や「寄ってカフェ」は新型コロナウイルスの影響を受け、開催が難しい時期がありました。オンライン面談などの新たな方法を用いて継続することができました。本人に寄り添った居場所を作ることができるように、関係機関との連携も必要となってきます。

ウ 子どもの学習・生活支援事業

自立相談支援事業からつながった子どもの学習・生活支援事業の利用者は1件であり、事業の周知・啓発の不足が課題となっています。また、開催場所から自宅が遠いなど、子どもが通うことが難しいケースがありました。

生活状況がひっ迫していると、親が、子どもが学びたいと思っているかどうかを把握することが難しいことがあります。教育委員会や学校との協力により、子ども本人がどう思っているのかを把握し支援に結び付ける必要があると考えています。

子どもの学習・生活支援事業担当者と自立相談支援機関間ではケースの情報共有を行うことができ、具体的な世帯支援には有用であると思われます。

(4) 他機関等との連携

個別支援においてさまざまな機関との連携を重視し、支援に取り組んでいます。新たな課題である外国人支援など自立相談支援機関だけでは解決できない課題は、地域ケアシステム検討委員会などで協議するよう提案し、連携することで解決に結び付く糸口を探しました。また、重層的支援体制整備事業を検討する会議にも積極的に参加し、課題提案を行いました。

【その他の機関・事業利用数】

| 機関・事業名 | 内容 | 利用数 |
|---|--|-------------------------------------|
| フードバンク関西による食材提供 | 所持金が少なく次の収入までの食材購入費用がない場合、食材提供支援を受けるもの。 | 2件 |
| 生活物品等ゆずりあいネットワーク | 芦屋市地域発信型ネットワークの中で検討され事業化。家電等生活に必要な物品を地域住民等の提供者から無償で譲り受けすることができる。 | 36名 107点 (家電・日用品・衣類等) |
| フードドライブによる食材提供 | コープこうべ、芦屋市環境施設課と芦屋市社協で余剰食品の提供を受け、即時必要な方へ向け数日分の食材を提供するもの。 | 38件 |
| 福祉を高める運動世帯 経済的支援 | 民生児童委員協議会と社協との共同事業。赤い羽根共同募金を財源として困窮世帯へ年2回配分金をお届けするもの。 | 16世帯 |
| 生活福祉資金、緊急小口資金等貸付(従来からのもの) | 兵庫県社会福祉協議会実施の生活福祉資金貸付事業の中のひとつ。緊急小口資金利用のため、芦屋市社協独自小口貸付を合わせて利用する機会が多い。 | 教育支援資金3名 緊急小口資金3名 芦屋市社協独自資金2名 |
| 国際ソロプチミスト芦屋ほほえみ支援基金 | 子どもや女性支援を活動方針としている国際ソロプチミスト芦屋による基金を活用し、子どもや女性に必要な生活用品の購入を支援するもの。 | 4世帯5名 |
| コープこうべによる食材提供 | コープこうべから受け取ったお米とレトルトカレーを生活困窮世帯へお渡しする支援 | 41世帯 |
| 生きがい探し(兵庫県ひきこもり支援センター阪神ランチ)との協働による居場所事業 | 兵庫県ひきこもり支援センター阪神ランチ生きがい探しの居場所事業に協力。参加者の呼びかけ等を実施。 | 1回 |



ゆずりあい・ほほえみ支援 チラシ

(5) コロナ禍での相談支援

ア 総合相談窓口と生活福祉資金（新型コロナウイルス特例貸付）、自立相談支援機関の役割について

(ア) 総合相談窓口の役割

総合相談窓口は、相談者の困りごとを聞き取り、整理し、何から取り組んでいくかを一緒に考える役割があります。しかし、コロナ禍においては、相談者が多く、丁寧な聞き取りができなかった反省とジレンマがあります。

相談者の大半は、緊急小口資金コロナ特例貸付等のコロナ関連の経済支援策の利用申請で、来所していましたが、その中には、従来から家計が不安定であった世帯が含まれており、生活費を貸付することだけでは生活を再建することが難しい世帯が多数ありました。

そのような状況下において、電気やガスなどのライフラインの滞納がないか、当座の食料はあるか、借金はないか、健康保険証は所持しているか、病院受診はできているかなど最低限を聞き取り項目として、相談員間で共有し、ひとつでも該当することがあれば、自立相談支援機関の担当者へつなぐこととしました。

相談件数が多く相談支援系の職員体制では対応が難しかった時期は、一時的に他部署の職員に相談対応を依頼しました。相談者の相談内容や状況については、毎朝のミーティングにより相談員間で情報を共有し、対応や担当の確認、つなぎ先や今後の支援方針などを確認することで、相談員の孤立とケースの抱え込み防止に取り組みました。

相談対応時、生活福祉資金（新型コロナウイルス特例貸付）利用者に最低限聞き取る内容

- 電気やガスなどのライフラインの滞納がないか
- 家賃は対応になっていないか
- 当座の食料はあるか
- 借金はないか
- 保険証は所持しているか、保険料は滞納になっていないか
- 眠れているか、食べられているか。
- 病院受診はできているか。



案内のしおり

相談窓口を増設した
会議机



(イ) 生活福祉資金（新型コロナウイルス特例貸付）利用者世帯の状況

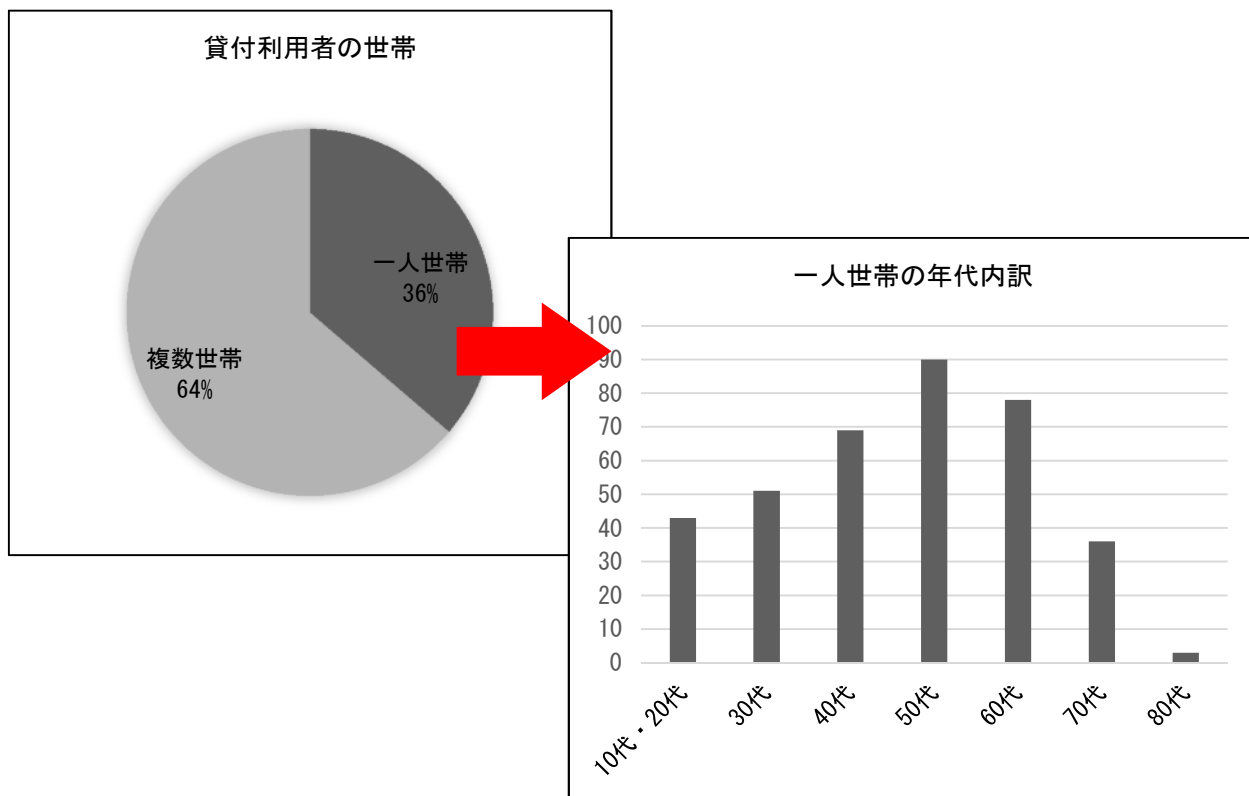
生活福祉資金（新型コロナウイルス特例貸付）には3種類あります。

一時的な収入減少に対応する緊急小口資金貸付、緊急小口資金貸付だけでは生活再建が難しい場合3か月間定額を貸し付ける総合支援資金、さらに生活再建が困難な場合、総合支援資金延長貸付、追加支援策としての総合支援資金再貸付です。

【生活福祉資金（新型コロナウイルス特例貸付） 利用件数】

（自立相談支援事業利用者以外も含む）

- ・ 緊急小口資金・総合支援資金（新型コロナウイルス特例貸付） 相談件数 1,397件
- ・ 同 決定件数、金額 681件 307,400,000円



生活福祉資金（新型コロナウイルス特例貸付）利用者のうち、一人世帯が全体の約 36% を占めています。40 代から 60 代が多く、けがや病気など本人に何かあれば収入がなくなり、生活の維持が困難になることが予想されます。

この年代の多くは、年金受給者ではないため、就労の維持が必要です。また、従前から借金があり、家計において返済額の占める割合が高い人や家賃が高額な人も多く、働いている間に生活の見直しをする必要があります。

収入減少の不安から精神的に不安定になる人が多く、精神科受診など必要な医療の受診をすすめますが、お金がないことにより受診を控えているケースが多くありました。

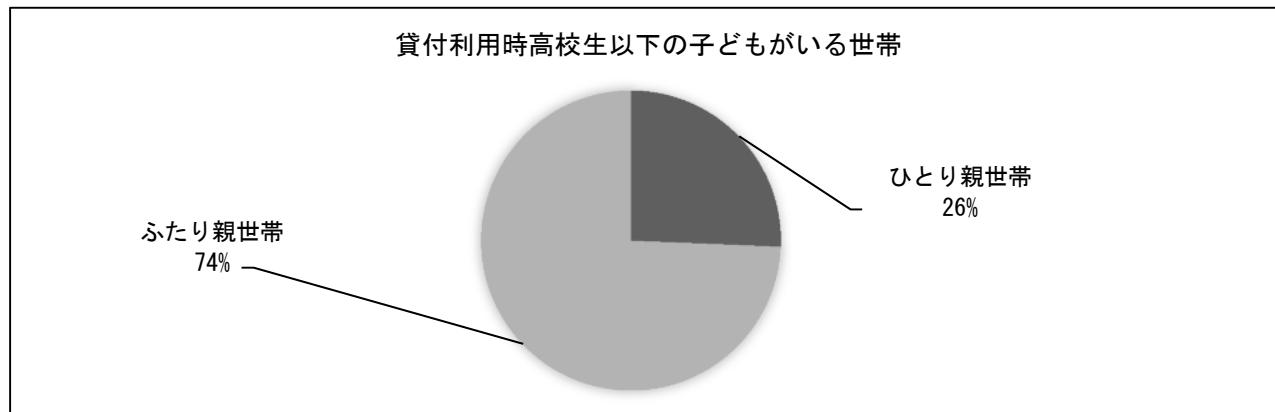
貸付利用世帯全体において、家賃滞納となっていることが多く、強制退去を告知されているケースなどへの支援として今後、居住支援が必要であると考えています。

【生活福祉資金（新型コロナウイルス特例貸付）だけでは生活再建が困難な世帯の特徴（例）】

- ・ 従来から借金があり、世帯の家計に占める返済額の割合が高い。
- ・ 不安定雇用・低所得世帯であり、預貯金等が少ないため、家計急変に耐えられない。
- ・ 家賃が高額だが、転居費用が捻出できない。
- ・ 世帯の中で収入源となっているのが一人である。
- ・ 世帯の家計の中で通信費が高く、収支がアンバランスであるが見直しに抵抗がある。
- ・ 求職活動をするが、職種や収入額にこだわりがあり採用に結び付かない。
- ・ 70 歳以上の場合、本人に意欲があっても年齢で断られる求人先が多い。

(ウ) 子育て世帯の状況

貸付利用世帯のうち、高校生以下の子どもがいる世帯に対しては、相談対応時、食材や靴、生活物品などの不足がないか、子どもとの関係で困っていることはないかなど特に気を付けて聞き取りを行いました。



ひとり親世帯の親が不安定雇用の場合、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、働けない期間が長期になると、収入減少となります。そうしたケース多くは、収入を維持しようとダブルワークやトリプルワークなどを行っています。しかし、一方で子どもと関わる時間が減ること、子どもの生育へ影響が出ないか不安を感じているといった相談も多くあります。

ふたり親世帯であっても、どちらか一方だけが働いていて新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入減少となった場合などは、生活の維持が難しくなります。

家族数が多い世帯の場合、世帯全体の日々の生活費が大きく、収入に応じた生活費に見直すことが困難な場合があります。

時間に余裕がない中、仕事と子育て・家事に負担を感じる親が多く、また、病気や障がいなどで養育能力が低い親もあり、子育て世帯への家事支援など具体的な支援策の検討が必要であると考えています。

親への支援と同時に、子どもへの精神的サポートや学用品などの必要最低限のものは受け取れるような仕組みが必要です。

3 成果と課題

(1) 成果

ア 周知・啓発について

- ・総務部債権管理課へ協力依頼し、催告書送付時に相談窓口案内チラシを同封してもらい相談窓口周知を行いました。
- ・全戸配布をしている「社協だより」やホームページなどに総合相談窓口の案内を掲載し、全市民への周知を継続して実施しました。

- ・就労準備支援事業と協働し、近隣の高校、大学へ訪問し、相談窓口や事業内容の周知に取り組みました。特に新型コロナウイルス感染症の影響でオンライン授業が多くなったことによる、学生の困りごとや保護者の経済的な状況の変化などの情報を共有しました。

- ・気づきのポイントチェックシートや総合相談窓口案内チラシを配布し、地域住民や関係機関から相談につながりやすいよう周知しました。また、専門職向け気づきのポイントチェックシート作成プロジェクトチームに参画し、早期に発見するきっかけづくりの一助を担いました。

- ・生活福祉資金（新型コロナウイルス特例貸付）利用世帯で、生活困窮の状態が改善せず、自立相談支援機関での継続支援の必要があると思われる子育て世帯について、相談希望のアンケートはがきを送り、相談希望者への周知に取り組みました。

- ・生活物品のゆずりあい・ほほえみ支援の案内チラシを作成しました。今後は子育て推進課との協力により学校園への周知・啓発を検討していきます。

- ・ひきこもり相談窓口、ヤングケアラー相談窓口などの周知・啓発チラシを作成しました。

イ 就労支援について

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が減少し、転職を含めた就労支援が必要な個別ケースに関しては、積極的にハローワークにつなぎ、早期の就職を目指す支援を提案することができました。

- ・タウンワークや新聞の折り込み情報などを集め、窓口で就職希望者へ情報提供するとともに、感染症対策のため郵送するなど工夫しました。

- ・継続支援者については、転職希望も含め、本人の希望を伺いながら、就労自立と就労定着支援を実施しました。

ウ 地域での居場所・役割について

- ・ひだまりの会を継続的に開催し、ひきこもりの子どもを持つ親の会として情報共有などに取り組むことができました。

- ・総合相談連絡会において、ケース支援のための居場所情報や制度・各種支援策などの情報共有を行い、困っている人を早く相談窓口へつなぐための取組を行いました。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって外出自粛期間が長くなり、閉じこもりがちな方が増える中で、不安定な精神状態の人が増えたと感じます。そのため、電話対応時、相談員が丁寧な対応と傾聴を心がけるよう努めました。

- ・就労準備支援事業担当者と協力し、体験就労や内職が可能な事業所を開拓することができました。

- ・事例検討会で社会的孤立・ひきこもりの方への支援方法を検討しました。ZOOMで開催することで感染予防に配慮することができ、開催中止となることもなく、意見交換することができました。

エ 多機関・他機関連携について

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により従来型の集合会議等が困難な場合には、オンライン等を活用して、他機関との連携を行いました。
- ・断らない相談を展開するため、「自分の分野ではない相談内容」にどのように対応する必要があるのか、社協内部で多機関協働支援を検討する場面で事例を提供し、積極的に協議することができました。
- ・包括的な支援体制の構築に向け、総合相談連絡会など専門職が集まる会議で相談内容の共有を行い、支援窓口などの情報共有を行いました。
- ・高齢者生活支援センターと連携し、高齢の親と同居する40代、50代の子どもへの就労支援、社会生活自立支援を実施することができました。

(2) 課題

ア 周知・啓発について（潜在的な相談者をどうつなぐか）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活再建ができず経済的困窮状態が続いている世帯への具体的な支援策を検討する必要があると思われます。
- ・経済的に不安定な子育て世帯と子ども本人へ支援を届けるため、子育て推進課、教育委員会と連携する必要があります。またヤングケアラーなどの新たな課題を抱える世帯への相談窓口の周知方法と支援策を早急に検討する必要があります。

イ 家計相談について（緊急支援を要する人への支援）

- ・相談内容の傾向として、相談時の所持金が極端に少なく、緊急的支援を要するために、限られた時間の中で様々な手続きを行う必要があることから、本人、相談員ともに負担が大きいことがあります。
- ・外国籍の方への生活支援の方法については、貸付の申請書類の書き方など一時的な相談は、パソコンの翻訳アプリなどを活用して実施することができますが、生活支援を継続的に行うには関係機関と協力していく必要があります。
- ・債務整理を伴う家計の見直しや、収支表作成は支援期間が長期間になることがあり、途中で挫折しないように、本人が社会的に自立できるような支援展開が必要です。

ウ 地域での居場所・役割について

- ・本人が相談員との面談や電話での会話を居場所と認識しているケースに対し、地域での生活を充実させることができるように、本人を取り巻く環境を広げる働きかけを検討する必要があります。
- ・高齢者生活支援センターからの依頼ケースで、高齢の親とひきこもりの中高齢の子どもへの支援の場合、ひきこもりが常態化し、支援のきっかけを見出せないことがあります。そのような場

合は、親に介護が必要になるなどの環境の変化により、きっかけが掴める場合があるので、緩やかであっても継続して連携しておく必要があります。

- ・本人が居場所と思えるような参加支援を提供できるように関係機関と協力する必要がありますが、既存の居場所には参加しにくいなど、居場所があるだけでは問題が解決しないことがあります。人間関係の構築など社会参加支援の働きかけを継続的に行う必要があります。

- ・生活保護受給となった場合、それまで大きな問題であった経済的問題が解決し、「やることがない」状態になるケースが見受けられます。また、就労不可の場合もあり生活保護担当者と協力し、社会参加支援の場を提供する必要があります。

エ 就労支援について

- ・就労条件のこだわりが多いため求職先が見つかりにくく、求職活動が困難な状態にあり、就職に結びつかない人へは、丁寧な就労アセスメントが必要であり、こだわる理由や現実との乖離など本人とともに考える時間の確保が必要であると考えています。

- ・障がいの疑いがある人の多くは、転職を繰り返す傾向にあります。障がい者枠での就労など、障がい者手帳取得も含めて、本人の障がい受容の働きかけが必要な場合、本人の受容程度によって、障がい専門支援が適切なのか判断する必要があります。

- ・所持金が極端に少ないケースの場合、一時的に生活保護受給をしたのち、求職活動することを勧めるが、納得しない人が多く、生活保護申請に結び付きません。自立相談支援機関と生活援護課で就労支援を一体的に実施するなど、生活援護課と制度活用の在り方を検討する必要があると考えています。

オ 多機関・他機関連携について

- ・困りごとを抱える人へ相談窓口を紹介するだけでなく、相談内容を聞き取り、一步踏み込んだ「つなぎ」をすることの重要性を、専門職が認識する必要があります。相談内容の聞き取りが不十分な場合、本人はたらいまわしにされたと感じ、支援につながりにくくなります。

- ・継続的に関わり続けることで生活が安定し、精神状態が安定するケースにおいては多機関でのチーム支援が必要であり、そのことを関係者間で共有する必要があります。

カ 個別ケース支援を通して見えた共通課題

- ・家賃滞納や強制退去のケースなど、住宅を失う恐れがある場合、急ぐ支援となります。しかし、経済的問題を抱えているケースでは、住宅を借りる費用や転居費用の捻出が困難な場合が多く、そのようなケースに対応できる居住支援策の検討が必要です。

- ・ひとり親世帯など子育て世帯への就労支援と、養育に不安がある世帯への子育て支援として、家事支援策等の検討が必要です。

・子どもが成長するために最低限必要な衣服・学用品、生活用品など必要物品を受け取ることができるように子どもへの支援策の検討が必要です。

【参考】令和3年度総合相談窓口集計

| 2021(令和3)年度 総合相談集計 | | 新規 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間 | |
|-----------------------|-----------------------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|------|------|----|
| | | 2回目以降 | 20 | 28 | 35 | 15 | 35 | 42 | 71 | 69 | 19 | 17 | 37 | 57 | 445 | |
| | | 計 | 148 | 168 | 227 | 145 | 209 | 218 | 149 | 142 | 79 | 65 | 77 | 88 | 1715 | |
| 新規 | 面談 | | 30 | 16 | 30 | 19 | 25 | 23 | 13 | 17 | 15 | 14 | 11 | 11 | 224 | |
| | 電話 | | 90 | 123 | 162 | 107 | 149 | 150 | 63 | 54 | 45 | 34 | 29 | 20 | 1026 | |
| | 出張相談 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| | メール・他 | | 8 | 1 | 0 | 4 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 | |
| 気づき | チェックシート 有 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | フィードバック 要 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 2回目以降 | 面談 | | 2 | 1 | 0 | 3 | 3 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 3 | 5 | 22 | |
| | 電話 | | 18 | 27 | 35 | 12 | 30 | 42 | 64 | 69 | 19 | 17 | 34 | 49 | 416 | |
| | 訪問・同行 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | |
| | メール | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 4 | |
| | 他機関との情報共有・会議 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| 相談者 | 本人 | | 124 | 138 | 183 | 116 | 164 | 164 | 70 | 64 | 53 | 39 | 33 | 22 | 1170 | |
| | 家族 | | 4 | 2 | 2 | 9 | 5 | 5 | 2 | 3 | 5 | 7 | 4 | 4 | 52 | |
| | 友人・知人 | | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 | |
| | 関係機関 | | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 4 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 14 | |
| | 地域関係者(民生委員・福祉推進委員など) | | 0 | 0 | 4 | 1 | 2 | 1 | 1 | 3 | 1 | 0 | 1 | 1 | 15 | |
| | その他 | | 0 | 0 | 2 | 1 | 3 | 2 | 3 | 2 | 0 | 1 | 0 | 2 | 16 | |
| 対象者 | 性別 | 男 | 71 | 76 | 117 | 77 | 98 | 101 | 36 | 32 | 31 | 24 | 17 | 11 | 691 | |
| | | 女 | 52 | 64 | 75 | 53 | 77 | 75 | 41 | 41 | 29 | 24 | 23 | 20 | 574 | |
| | | 不明 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | |
| | 年代 | ～10代 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| | | 20代 | 4 | 2 | 2 | 4 | 4 | 3 | 1 | 1 | 2 | 0 | 2 | 2 | 2 | 27 |
| | | 30代 | 3 | 0 | 5 | 1 | 4 | 5 | 1 | 2 | 4 | 3 | 0 | 2 | 2 | 30 |
| | | 40代 | 8 | 3 | 3 | 3 | 1 | 5 | 5 | 5 | 6 | 4 | 6 | 1 | 50 | |
| | | 50代 | 9 | 2 | 3 | 5 | 5 | 6 | 4 | 2 | 4 | 7 | 5 | 1 | 53 | |
| | | 60～64歳 | 0 | 3 | 5 | 0 | 1 | 4 | 0 | 2 | 4 | 2 | 2 | 0 | 23 | |
| | | 65歳～ | 9 | 14 | 10 | 16 | 15 | 12 | 12 | 6 | 7 | 15 | 4 | 11 | 131 | |
| 不明 | 95 | 115 | 164 | 100 | 145 | 141 | 55 | 54 | 33 | 16 | 21 | 14 | 953 | | | |
| 対象者区分 | 高齢者 | 9 | 15 | 6 | 12 | 16 | 12 | 13 | 12 | 9 | 14 | 6 | 12 | 136 | | |
| | 障がい者 | 1 | 0 | 5 | 3 | 1 | 3 | 4 | 0 | 3 | 4 | 4 | 4 | 32 | | |
| | 児童 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 離職者(離職して2年未満) | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 3 | 11 | | |
| | 依存症 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 無職(2年以上就労していない)・ひきこもり | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 5 | | |
| | その他 | 115 | 124 | 181 | 115 | 158 | 159 | 61 | 60 | 45 | 30 | 29 | 13 | 1088 | | |
| 世帯区分 | 独居 | 4 | 4 | 4 | 8 | 13 | 8 | 13 | 7 | 5 | 5 | 4 | 7 | 82 | | |
| | 夫婦のみ | 2 | 1 | 1 | 3 | 4 | 14 | 2 | 4 | 3 | 4 | 1 | 2 | 41 | | |
| | 二世帯(母子・父子家庭以外) | 6 | 1 | 7 | 2 | 4 | 12 | 2 | 11 | 7 | 7 | 9 | 3 | 71 | | |
| | 母子家庭・父子家庭(子は18歳未満) | 3 | 1 | 2 | 1 | 0 | 8 | 4 | 2 | 5 | 3 | 6 | 3 | 38 | | |
| | 三世帯 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 5 | | |
| | その他 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 3 | 12 | | |
| 住所 | 不明 | 110 | 133 | 178 | 114 | 154 | 129 | 57 | 48 | 39 | 27 | 20 | 12 | 1021 | | |
| | 精道 | 20 | 21 | 30 | 34 | 44 | 29 | 18 | 23 | 11 | 14 | 16 | 7 | 267 | | |
| | 潮見 | 16 | 15 | 34 | 13 | 20 | 26 | 17 | 9 | 13 | 11 | 3 | 10 | 187 | | |
| | 西山手 | 7 | 5 | 17 | 7 | 14 | 20 | 8 | 7 | 13 | 2 | 4 | 6 | 110 | | |
| | 東山手 | 15 | 13 | 16 | 16 | 21 | 21 | 14 | 7 | 7 | 6 | 7 | 4 | 147 | | |
| | 他市 | 1 | 2 | 1 | 3 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 0 | 14 | | |
| 相談内容(重複あり) | 不明 | 69 | 84 | 94 | 57 | 75 | 80 | 20 | 26 | 15 | 13 | 9 | 4 | 546 | | |
| | 介護保険・福祉制度について | 3 | 0 | 1 | 5 | 3 | 3 | 4 | 0 | 6 | 2 | 2 | 1 | 30 | | |
| | 生活(衣食住の欠如)について | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 7 | | |
| | 経済・法律問題(多重債務等) | 116 | 134 | 180 | 116 | 164 | 162 | 63 | 53 | 48 | 35 | 32 | 22 | 1125 | | |
| | 家族との関係について(DV・虐待) | 4 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 2 | 12 | | |
| | 健康(疾患・障がい等)・病院について | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 | 2 | 3 | 0 | 2 | 5 | 1 | 1 | 19 | | |
| | メンタルヘルス(こころ、依存症等) | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 6 | | |
| | 介護予防について | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 就労について | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 6 | | |
| | 役所の手続きについて | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 4 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 | 12 | | |
| | 社会的孤立について | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 不安・話し相手 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 1 | 9 | | |
| | その他 | 5 | 5 | 7 | 7 | 5 | 2 | 3 | 17 | 2 | 2 | 5 | 7 | 67 | | |
| | 対応 | 情報提供のみ | 4 | 2 | 7 | 11 | 5 | 6 | 9 | 8 | 3 | 11 | 7 | 0 | 73 | |
| 窓口再来所(稟議) | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | | |
| 他機関・他制度紹介 | | 123 | 138 | 185 | 119 | 170 | 170 | 68 | 65 | 56 | 37 | 33 | 18 | 1182 | | |

II 就労準備支援事業（任意事業）の実績

<事業の概要>

一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的として、生活リズムを整える、他者と適切なコミュニケーションを図ることができるようにするなどといった日常生活自立・社会生活自立に関する支援から、就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ、一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すといった就労自立に関する支援までを計画的かつ一貫して提供します。

1 支援実績

【図表 1】 就労準備支援事業利用者に対する支援状況（全 5 件）

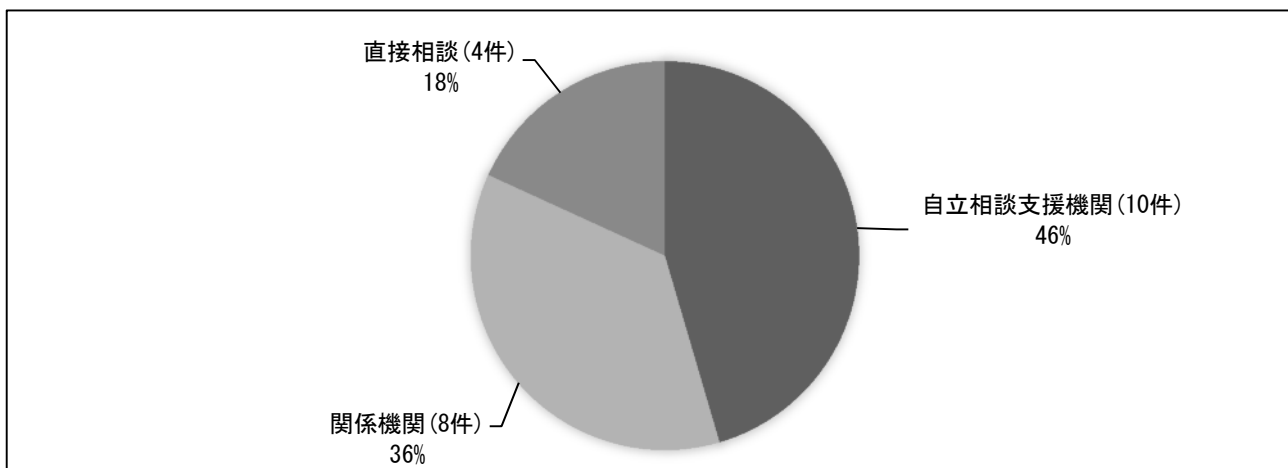
| | 対象者（年齢 性別） | 支援期間 | 来所 面談 | 電話 メール | 自宅 訪問 | 他機関 同行等 | その他※ |
|---|--------------|-------|----------|-----------|----------|------------|------|
| 1 | R2-J(30代 男性) | 13 か月 | 7 | 25 | 0 | 0 | 4 |
| 2 | R3-B(40代 女性) | 6 か月 | 8 | 18 | 0 | 1 | 2 |
| 3 | R3-N(30代 女性) | 4 か月 | 5 | 10 | 1 | 0 | 13 |
| 4 | R3-F(10代 女性) | 4 か月 | 6 | 20 | 0 | 3 | 1 |
| 5 | R3-Y(50代 男性) | 3 か月 | 10 | 28 | 2 | 3 | 2 |

※その他 寄ってカフェ、つどい場「くろまつ」に参加、他機関協働の作業、グループセッションに参加等含む。

【図表 1-2】 就労準備支援事業利用者終結状況（全 4 件）

| | 対象者（年齢 性別） | 支援期間 | 来所 面談 | 電話 メール | 自宅 訪問 | 他機関 同行等 | その他※ | 備考 |
|---|--------------|-------|----------|-----------|----------|------------|------|----------------|
| 1 | R1-M(20代 男性) | 24 か月 | 25 | 90 | 0 | 4 | 7 | 他県に転居 R3.12月終結 |
| 2 | R2-N(40代 男性) | 14 か月 | 8 | 40 | 0 | 7 | 0 | 他市に転居 R3.12月終結 |
| 3 | R2-M(40代 女性) | 12 か月 | 5 | 50 | 0 | 3 | 0 | 就職後定着 R3.10月終結 |
| 4 | R2-C(30代 女性) | 12 か月 | 4 | 16 | 0 | 3 | 3 | 就職後定着 R3.12月終結 |

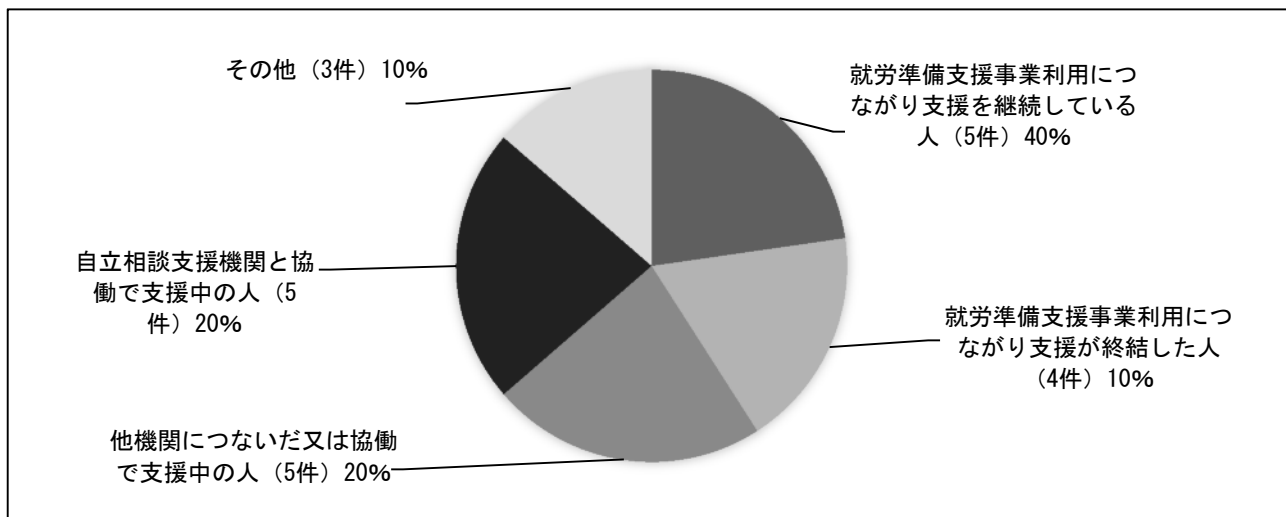
【図表 2】 就労準備支援事業の窓口につながった経路（全 22 件）



経路の内訳は、自立相談支援機関からが半数を占めますが、若者相談センターアサガオ等の関係機関からの紹介や、学校訪問を行った高等学校、寄ってカフェ開催時の直接相談により本事業窓口につながったケースもありました。

また、就労準備支援事業利用者は年々増加傾向にあります。要因としては、自立相談支援機関と密に連携し、早期から面談に同席したことや、関係機関への事業説明や学校訪問により本事業への理解が得られた結果と考えられます。

【図表 3】 就労準備支援事業担当者が関わったケースの分類（全 22 件）



今年度も、近隣の高等学校、大学で本事業の周知を行いました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、困窮状態が顕在化した中で、早期から本事業の担当者が自立相談支援事業に関わるケースを増やすことで、就労支援のニーズに向けた対応や、本事業の利用に至るケースの増加につながりました。

継続しての課題になりますが、就労準備支援事業を利用している方の生活基盤をどのように保っていくかという課題も、自立相談支援機関と連携して支援方法を検討しながらすすめていく必要性があると感じています。

【図表 4】 就労準備支援事業未利用者への支援状況（全 13 件）

| | 対象者 (年齢 性別) | 来所 面談 | 電話 メール | 自宅 訪問 | 他機関 同行等 | その他 | 備考 |
|---|----------------|----------|-----------|----------|------------|-----|------------------------------------|
| 1 | H29-C(30代 男性) | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 自立相談支援事業と協働 |
| 2 | R2-K(30代 男性) | 2 | 15 | 4 | 0 | 0 | 障がい者相談支援事業と協働した後 本事業で継続支援 |
| 3 | R3-S(30代女性) | 3 | 5 | 0 | 0 | 1 | 自立相談支援事業と協働 |
| 4 | R3-D(20代女性) | 3 | 14 | 0 | 0 | 15 | 阪神南障害者就業・生活支援センター 障がい者相談支援事業と協働 |
| 5 | R3-T(30代男性) | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 障がい者相談支援事業 面談同席 |
| 6 | R3-k(40代男性) | 1 | 3 | 0 | 0 | 3 | 自立相談支援事業と協働 |

| | 対象者 (年齢 性別) | 来所 面談 | 電話 メール | 自宅 訪問 | 他機関 同行等 | その他 | 備考 |
|----|----------------|----------|-----------|----------|------------|-----|----------------------|
| 7 | R3-H(50代男性) | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 障がい者相談支援事業と協働 |
| 8 | R3-G(30代男性) | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 寄ってカフェ来店 |
| 9 | R3-A(50代男性) | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 寄ってカフェ来店 |
| 10 | R3-O(20代男性) | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 自立相談支援事業と協働 |
| 11 | R3-M(20代男性) | 1 | 2 | 0 | 1 | 6 | 阪神南障害者就業・生活支援センターと協働 |
| 12 | R3-L(20代男性) | 0 | 5 | 3 | 0 | 3 | 自立相談支援事業と協働 |
| 13 | R4-F(50代男性) | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 寄ってカフェ来店 |

寄ってカフェの開催や自立相談支援機関が実施する面談への同席、支援調整会議等への出席、若者相談センターアサガオとの連携により、多様な経路で本事業へつながっています。

本事業未利用の状態でも自立相談支援事業と継続して本事業担当者が面談に同席していたケースで、対象者の状況の変化に伴い、本事業利用に至るケースもありました。

2 社会資源の開拓（芦屋社会福祉協議会・阪神南障害者就業・生活支援センターとの連携による）

【図表5】ボランティア・見学・実習 可能事業所

| | 事業所名 | 所在地 | 内容 |
|----|-----------------------------|-----|--|
| 1 | 株式会社ブックサプライ | 尼崎市 | 中古本・CD・DVDのピッキング等 |
| 2 | あしや温泉 | 芦屋市 | 館内清掃 |
| 3 | 社会福祉法人 三田谷治療教育院 | 芦屋市 | 草花の手入れ・水やり 野菜作り |
| 4 | 就労支援カフェ CACHE-CACHE(カシュカシュ) | 芦屋市 | 喫茶作業 |
| 5 | 就労移行支援事業 ワークホームつつじ | 芦屋市 | 作業補助 |
| 6 | NPO法人 日本レスキュー協会 | 伊丹市 | 犬の世話 事務作業等 |
| 7 | ウェルネットさんだ | 三田市 | 農業体験 |
| 8 | 婦木農園 | 丹波市 | 農業体験・酪農体験（合宿も可） |
| 9 | 山村ロジスティクス | 西宮市 | 食品等のピッキング |
| 10 | エルホーム芦屋 | 芦屋市 | グループ活動体験（花壇のお世話、庭掃除） |
| 11 | 株式会社プランツ・キューブ/ワーク・キューブ | 芦屋市 | 喫茶作業・軽作業・パソコン操作 |
| 12 | 株式会社ポップ・アイディー | 芦屋市 | パソコン作業 |
| ⑬ | 芦屋市シルバー人材センター | 芦屋市 | 事務作業 |
| ⑭ | 社会福祉法人 山の子会 芦屋アフタースクール | 芦屋市 | 指導員補助 |
| ⑮ | 芦屋市保健福祉センター | 芦屋市 | 消毒作業・花の水やり・植え替え |
| ⑯ | 芦屋市立図書館 | 芦屋市 | 書架整理、除籍資料梱包、季節催事の飾りつけ作成や展示、PC入力等、園芸、清掃 |

| | 事業所名 | 所在地 | 内容 |
|---|--------------------|-----|----------------|
| ⑰ | (株) リュリュ | 芦屋市 | 内職作業の提供 (期間限定) |
| ⑱ | (株) 潮芦屋マリーナエリアセンター | 芦屋市 | 清掃・コンビニ業務・植栽 |

*No⑬⑭⑮⑯⑰⑱は、今年度新規開拓した事業所

今年度は6件の就労体験先、内職提供先、ボランティア先を開拓しました。

保健福祉センターの花の植え替え作業に参加し、花や土に触れながら、他者と関わる機会になりました。また、新規開拓した事業所が運営するコンビニエンスストアでは、店内の清掃や品出し業務を行い、事業所が管理している足湯では、清掃業務や敷地内の植栽業務を行いました。就労体験は3日間実施し、その間参加者は集中して取り組まれていました。今後も本事業利用者と関係性を築きながら、本人のニーズに合わせて実施していきます。

3 対象者の状態像に対応できる支援メニューの多様化について

【図表6】パソコン・タブレットの使い方

| | 項目 | 内容 |
|---|-----------------|--------------------------------------|
| 1 | パソコン・タブレットの基本操作 | 機器の立ち上げ、操作方法の説明・実践 |
| 2 | ソフト基礎学習 | Wordの文書作成、案内の作成、表作成、Excelの表作成 |
| 3 | 求人の検索 | インターネットによる仕事探しの方法について説明・実践 |
| 4 | オンラインツールの活用 | オンライン面談やオンライン面接に向けての練習でZOOMを活用 |
| 5 | 職業について知る | 職業情報提供サイト日本版O-NETを閲覧しながら様々な職業について学ぶ。 |

【図表7】グループセッション プログラム (ピアサポート活動)

| 開催月 | テーマ | 詳細 |
|-----|--------------------------------------|------------------------|
| 4 | 「お仕事できれいにする」ってどうすることかな? | 清掃というお仕事について実技を通して知る。 |
| 6 | 「面接を受けてみよう」 | オンライン (ZOOM) にて面接練習の実施 |
| 7 | 「仕上げの確認ってどういうことかな?」 | 4月で学んだことを実技を通して振り返る。 |
| 9 | 「働いている現場」ってどんな感じかな? | 働く現場を動画を通して見学する。 |
| 10 | 「面接で気を付けること①」 | 面接の基本マナーについて学ぶ。 |
| 11 | 「面接で気を付けること②」 | 面接について講義と実演を通して学ぶ。 |
| 12 | 「面接で気を付けること③」 | これまでの面接の振り返り、実演 |
| 1 | 「オンライン面接を受けてみよう」 | オンライン面接の実施。 |
| 2 | 「自分のことを伝えよう! 仲間のことを理解しよう!」 | 自己紹介を通してお互いを知る。 |
| 3 | 「考えよう! 働く時に気を付けること 仲間の体験を聴いてみよう!」 | 発表者の意見を聞いて自分の意見を伝える練習 |

*新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため令和3年5月、8月は中止

【図表 8】就労サロン（2 か月に 1 回）

| | |
|-----|---|
| 目的 | 参加者が職場での体験や悩みごとなどを自由に発言し、参加者同士で体験を共有し、共に考えながら互いに支え合い、励まし合う場とする。また、参加者同士の交流によって、働く意欲が高まり、より充実した職業生活を送れるよう、本会を一步踏み出す飛躍の場としたい。 |
| 対象者 | 阪神南障害者就業・生活支援センター利用者、就労準備支援事業利用者 |
| その他 | 医師・カウンセラーを外部講師に招き、質問会を実施。 |

* 令和 3 年 6 月、8 月は ZOOM を活用してオンラインで実施

4 周知・啓発

自立相談支援機関や本事業で支援している若年層、中高年層でひきこもりの状態にある人は、学齢期から何らかの生きづらさを抱えていた人が多い傾向にあります。そうした生きづらさを抱えている人に、できる限り早い段階から本事業の担当者が関わることで、社会への関わり方等の支援ができるため、社会参加へ効果的であると考えていますので、周知・啓発の重要性を感じています。

昨年度と同様に、就職前の高校・大学の該当者に対し、在学中から自立相談支援事業や本事業を知ってもらい、卒業後(中退含む)の支援につながるができるよう、学校に本事業を認知してもらうことを目的に、高校及び大学(市内 2 校、市外 1 校)を訪問し、進路担当者等へ事業の案内を行いました。今後も継続して取り組んでいきます。

また、当法人のホームページに本事業のページを作成し、事業の詳細を掲載しています。今後も本事業の認知度や理解度の向上のため、様々な周知・啓発の方法を考えていきます。

5 成果と課題

(1) 成果

ア 地域での居場所・役割について

継続して市内の地域活動支援センターの協力を得て「寄ってカフェ」を毎月開催し、延べ 27 名の利用がありました。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和 3 年 5 月、6 月、8 月、9 月はオンラインで実施)

地域活動支援センターが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため使用できない場合もあり、その際は保健福祉センターの高齢者交流室で開催しました。

今年度から、週に 1 回(月曜日)定期的に通うことができるつどい場「くろまつ」を開設し、計 31 回開催しました。(オンライン開催含む)また、くろまつにおいて、「園芸」「編み物教室」「ビジネスマナー講座」「体操教室」など参加者に合わせながらオーダーメイドのプログラムを実施しました。(体操教室は毎月第 3 または第 4 月曜日に実施)

イ 周知・啓発について

昨年度に引き続き、自立相談支援事業担当者と近隣の高校や大学へ訪問し、進路担当者等に本事業の対象者像や支援内容の説明を行い、本事業を認知してもらうことに努めました。

ウ 就労支援について

本事業利用者の5名のうち、就労している方には定期的な面談（オンライン面談含む）、電話にて職場の悩みや仕事への不安に対して助言を行い、就労定着支援を行いました。

就労していない方については、定期的な面談（オンライン面談含む）に加えて本人の意思や希望を尊重しながら、ハローワークへの同行支援、履歴書の作成、面接練習を実施しました。

就労に向けて準備段階にある本事業利用者に向けては、社会参加の機会として、保健福祉センターでの花の植え替え作業や、芦屋市社会福祉協議会と一緒に赤い羽根募金の準備作業を行いました。

また、「実際に働く体験がしたい」という希望がある方については就労体験を実施し、働くイメージをもってもらうことができました。

エ 相談支援体制の機能強化について

自立相談支援機関、他機関との連携強化を図り、対象者の把握に努めた結果、本事業の利用者が前年度に比べ増加しました。現段階では、就労準備支援事業の利用が難しい方に対しても、他機関と連携しながら、将来的に本事業の利用につながるよう支援を行っています。

今後も、関係機関への周知・啓発を行い、相談者にとって有益になるよう、支援のネットワークを広げていけるよう、体制づくりに努めていきます。

オ コロナ禍での支援について

可能な範囲で電話やメールでの支援を行い、対面で面談を希望する場合は、感染症対策を行った上で実施しました。インターネットの環境がある対象者とは、一緒に操作方法を学びながらZOOMを活用してオンラインでの面談を実施しています。

寄ってカフェ、くろまつ、就労サロンに関しても、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、オンラインを活用しながら柔軟に対応しています。

(2) 課題

ア 地域での居場所・役割について

寄ってカフェを開催している中で、窓口には足を運びにくいですがカフェには相談に来られるという方がいる一方で、ひきこもりの当事者やその家族が来られるケースは少ない状況にあります。

また、上記の課題とあわせて、コロナ禍でのカフェの開催について、オンラインでの実施をしていますが、電子機器が苦手な方やインターネット環境がない方にも参加していただけるような工夫が必要であると感じています。

今年度から実施しているつどい場「くろまつ」についても、社会参加の機会として活用してもらえるように、プログラムの充実や周知を行っていきたいと思います。

イ 周知・啓発について

就職前の学生へアプローチするため、高校・大学における本事業の対象者数の把握や、対象者及び学校側のニーズを把握するため、近隣の高校・大学へ定期的な訪問を行い、情報交換や連携を継続して行っていきたいと考えています。

また、対象者へ事業説明等をする際に、理解を得られやすいよう、本事業の取り組みの内容について、丁寧な説明やニーズの聞き取りを引き続き行っていきたいと思います。

ウ 就労支援について

今年度は1件の就労体験を実施しました。既存の就労支援プログラムに加え、定期的に対象者の希望やニーズを調査し、その方に応じた就労支援プログラムの活用、体験実習の実施を継続して行っていきたいと考えています。

エ 相談支援体制の機能強化について

自立相談支援機関の支援対象者に対して、初期段階から面談に入ることや、若者相談センターアサガオ、高等学校との連携で、5件が本事業の利用につながりました。本事業の利用に至っていない支援対象者に対しては、本事業を利用することの意義や目的を適切に継続して伝え、本事業利用者の増加に努めたいと考えています。

また、自立相談支援事業の就労支援と就労準備支援事業の就労支援で、制度の趣旨等役割が異なる部分がありますが、自立相談支援機関と協議を重ねながら、就労支援全般を担っていくことができると考えています。

オ コロナ禍での支援について

対面での支援が難しい状況における支援方法として、電話やメールに加えて、オンラインでの面談、面接練習、就労サロンなど、個々に合わせた方法で今後も支援を実施していきたいと考えています。

III 地域まなびの場支援事業（任意事業）の実績

<事業の概要>

まなびの場の環境（学校以外での学習の機会等）が十分に用意されていない生活困窮世帯等の子どもが成長する過程において、再び経済的困窮に至ることを防止するとともに、地域に子どもの居場所を確保することで保護者以外の大人とのコミュニケーションを通じて社会性や他者との関係性を育むことを目的とし、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援、地域の子どもたち及び誰もが集える居場所づくり、学習支援利用者の保護者への支援を併せて実施するものです。

【図表 1 学習支援の実施体制】

| 名称 | 役割 |
|---------|---|
| 学習支援相談員 | (社会福祉法人山の子会の事業担当者) ・地域まなびの場支援事業全体の統括 ・「学習支援」、「居場所」、「養育支援」等の企画・実施 ・「学習支援」利用希望者の面談、事業の詳細説明 |
| 学習支援員 | (元学校教員、元塾講師、学生等) ・「学習支援」の講師 ・「居場所」、「養育支援」の補助 |

※学習支援員が同時に学習支援する子どもの数は、1人当たり最大3人以内とする。

1 支援実績

(1) 学習支援

ア 利用申込み

【図表 1-1 利用申込者数及び世帯数】

(人、世帯)

| 区分 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 合計 | 世帯数 |
|------------|-----|-----|-----|----|-----|
| 令和3年度新規申込数 | 1 | 4 | 1 | 6 | 3 |
| 総申込数 | 3 | 12 | 7 | 22 | 14 |

前年度から引き続き、自立相談支援事業及び福祉部生活支援課と事業利用に関する手順を調整し、円滑に利用登録をすることができました。本年度の新たな利用登録は3世帯6名でした。

イ 実施状況

毎週2回実施 ・火曜日 午後4時から午後6時 ・木曜日 午後4時から午後8時

※ 5月13日以降は、火曜日午後4時から午後7時、木曜日午後4時から午後7時に変更

ウ 利用状況

【図表 1-2 学習支援利用状況】

(人、世帯)

| 区分 | 開催回数 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 合計 | 世帯数 |
|----|------|--------|---------|--------|----------|-----|
| 合計 | 91 回 | 33 (1) | 398 (8) | 34 (4) | 465 (13) | 9 |

※ () 内は実人数

エ 進学状況

市内公立中学 1 名 公立高校 2 名 私立高校 2 名 高校卒業後進路未定 1 名

(2) 居場所づくり (子どもの居場所「ひみつきち」)

ア 実施状況

各月 2~3 回 金曜日 午後 4 時から午後 6 時

7 月 16 日より「ひみつきち」を再開しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、8 月 20 日から 9 月まで、1 月から 2 月まで休止しました。

イ 利用状況

【図表 1-3 「ひみつきち」利用状況】

(人)

| 開催回数 | 区分 | 未就学 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | その他 | 合計 | 1 回あたり参加者数 |
|------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 12 回 | 利用者数 | 26 | 25 | 7 | 2 | 137 | 197 | 16.4 |
| | うち学習支援利用者 | | 1 | 5 | 0 | | 6 | |

ウ 企画内容

【図表 1-4 「ひみつきち」企画内容一覧】

| | 目的 | 催事名 | 実施回数 |
|---|--------------------|--------------|------|
| 1 | 科学への好奇心喚起のために | 宇宙のひみつにチャレンジ | 5 回 |
| 2 | 親子の健康増進のために | キッズ ヨガ | 2 回 |
| 3 | 多世代の交流の場づくりとして | 笑いヨガ | 2 回 |
| 4 | 郷土への関心増加のために | 芦屋のれきしたんけん | 1 回 |
| 5 | 未就学・低学年の子どもへの感性の発育 | バルーンアート | 1 回 |
| 6 | 子どもの歯の健康のために | 子どもの歯みがき教室 | 1 回 |

計 12 回

コロナ禍において、感染に対する警戒心から、参加者数は昨年度と同様に少ない傾向にありましたが、11 月から 12 月にかけては、感染者数の大幅な減少に伴い、人々が外出する機会が増えたことか

ら、ひみつきちへの参加者も増加しました。しかし、年が明けてからは、その反動に近い状態で感染者数が増えたことにより、行事を中止せざるを得ませんでした。

コロナ禍の長期化により、参集以外の開催方法の検討した結果、3月よりインターネットを活用した動画配信を行いました。また、会場においても参加者を絞った中で再開しました。

【写真1】宇宙のひみつにチャレンジ



「宇宙のひみつにチャレンジ」では、宇宙探査の話を、スクリーンを通して学びました。講話終了後には、施設の屋上ガーデンで部分月食や惑星の観望を楽しみました。

【写真2】バルーンアート



【写真3】キッズヨガ



「バルーンアート」や「キッズヨガ」では、年齢の小さい子どもの参加が多くありました。付き添いの母親たちも、子どもと一緒に身体を伸ばしたり、可愛い風船を作って持ち帰る等、コロナ禍においても、親子の触れ合いのひとときを提供できました。

(3) 養育支援

【図表 1-5 相談件数・人数】

| | | | |
|------|------|------|------|
| 相談件数 | 57 件 | 相談人数 | 56 人 |
|------|------|------|------|

主な相談内容

- ・子どもと親の関係
- ・高校受験についての相談
- ・学校生活での問題等
- ・不登校、ひきこもり等

2 成果と課題

(1) 成果

ア 学習支援について

今年度は新たに6名の利用登録があり、6名ともに学習への意欲の高さがうかがえました。また、その子ども達の学習意欲が教室の雰囲気にも影響し、「あそび」の居場所状態を一步抜け出して、学習塾の様相となりました。

理系の進学先を希望する子どもが増えたことと、理科のサポートの要望が高まったことを受け、「ひみつきち」で関わりのあった、元大学教授2名を新たに学習支援員として迎えました。

以前と同様に学校の宿題を中心として、利用者の学力や希望に応じた学習支援を実施しました。また、出席の動機づけや学習意欲を育むことを目的に「あそび」の要素を取り入れた時間の過ごさせ方の工夫も継続して行い、教室に長く滞在する子どものために簡単なおやつ等の提供を行いました。

1月から2月にかけては、オミクロン株の影響を受け、学習支援の会場が使用できず、2月上旬にはやむを得ず数日中止しましたが、その後は別の場所を確保したことで、学習支援を再開でき、中止期間を最小限に止めることができました。

今年度は、家庭内でのひきこもりと不登校の状態である子どもが、教室に通い始めたケースがありました。学校全課程の学習のサポートや、学校の担任教諭と連携等を取り、学校の試験日に登校することもできました。また、受験指導のため、週2回の学習日以外に、土曜日にも個別で受験対策を行いました。その結果、本人の第一志望校への進学が決まりました。

その他、高校受験生1名への丁寧なサポートや、不登校状態の子どもへのケアを行いました。また、高校生の中退防止を念頭において、出席が見られない状態の子どもにも注意をしながら見守りを行いました。

イ 子どもの居場所「ひみつきち」について

事業開始当初から「科学等への知的好奇心の喚起」、「郷土への関心増加」、「多世代の交流の場づくり」等を趣旨とする催事を企画していますが、今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催頻度を毎週から隔週に減らして実施しました。3月は、インターネットの動画配信サービスを利用して、新たな開催方法の試行を行いました。また、会場においても参加者を絞った中で再開しました。

広報周知については、広報あしやへの掲載をはじめ、近隣の店舗、図書館・学校等の施設や市庁舎内、芦屋市広報掲示板へのポスター掲示やチラシの配布・配架を行い、事業の周知を行いました。特に、チラシの配布については高浜町を中心とするエリアで全戸配布を行い積極的な広報活動を行いました。さらに知人の援助から、新聞折り込みによるチラシの配布を2度実施しました。

ウ 養育支援について

学習支援当日、前後の日や空き時間を利用し、保護者との面談や電話により、子どもの様子や世帯状況等の共有を図り、親子関係の悩みや、高校受験における進路、不登校・ひきこもり等に関する相談に対応しました。

利用登録をしている子どもの学年が年々に上がっていることから、新しい学校環境に対することや、進学に関する相談が増加しました。

また、教室への出席が滞っている世帯の保護者に対して、気軽に悩みを相談できるよう信頼関係の構築に向け、学習支援相談員から声掛けを行う等のアプローチを継続して行っています。

日曜日に行われている民間の無料学習支援団体の情報提供を行ったケースもあります。

エ その他

支援団体より「子どもと地域の食堂※」宛に送られてきたお菓子等の支援食料品は、可能な限り学習支援利用者や「ひみつきち」の参加者へ配布しました。

※ 子どもと地域の食堂は、令和2年2月末から休止中

(2) 課題

ア 学習支援について

不登校や学校への不安を抱えている子どもに対しては、関係機関と連携しながら、丁寧にサポートしていく必要があると考えています。

子どもの出席意欲や学習意欲を育む目的から「あそび」の要素を増やしたことで、学習面の深まりを求めることが難しくなる場面があります。参加する子どもが増えたことにより、限られた教室（空間）の中で、受験勉強等の学習に取り組みたい子どもと、「自分たちの居場所」として楽しみたい子どもの共存に苦慮しています。可能な範囲で、個々の子どもの状況に合わせるため、教室運営の工夫を検討していく必要があります。

また、高校進学後不登校状態になっている子どもについて、中退防止のための具体的な支援策を検討する必要があります。さらに、以前は学習支援に参加していたが、出席が途絶えており、自宅でのひきこもりとなっている子どもについて、関係機関と連携して再度学習支援に参加してもらえるよう支援方法を検討します。

参加する子どもが増えたことによるニーズの多様化や、ひきこもり等様々な課題があるため、学習指導及び生活指導に豊富な経験のある学習支援員の中長期的な確保を行っていく必要があります。

イ 子どもの居場所「ひみつきち」について

昨年度と同様、学習支援対象者の参加が少なく、「ひみつきち」にも興味を持ってもらえるような実施内容を引き続き検討していきたいと考えています。

また、全般的に中学生・高校生の参加が少なく、より多くの子どもに参加してもらえるよう、企画内容だけでなく周知先や周知方法も検討します。

本事業実施場所の高浜町ライフサポートステーションにおける新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の方針により、「ひみつきち」を休止せざるを得ないことが多く、対面以外での実施方法を検討した結果、インターネットを活用した動画配信を3月に試行しました。しかし、配信に適した企画とそうでないものがあるため、引き続きコロナ禍での、開催方法の検討が必要であると考えています。

ウ 養育支援について

必要に応じて関係機関と連携を図り、世帯の状況に応じた支援方法を検討していきます。

不登校やひきこもり、様々な障がいに関する事等、専門的な課題の相談を受ける機会が増えているため、助言を受けられる相談先を開拓し、保護者からの相談にきめ細かく対応できる体制を準備する必要があると考えています。

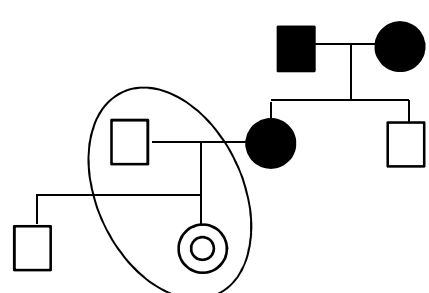
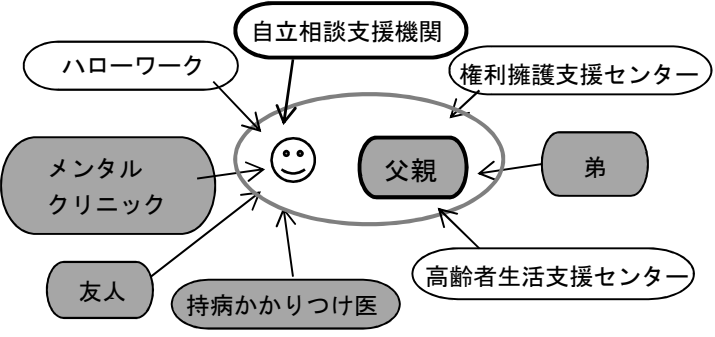
エ その他

今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響下にあり、居場所づくりに関しては事業の周知や企画面で、自治会・子ども会・地域の諸団体等と協働することがほとんどできていません。コロナ禍での新しい地域との連携方法を模索しながら、居場所づくりの取組を進めていきたいと考えています。また事業実施のためのボランティアの募集も行う必要があると考えています。

IV 個別事例とその地域課題

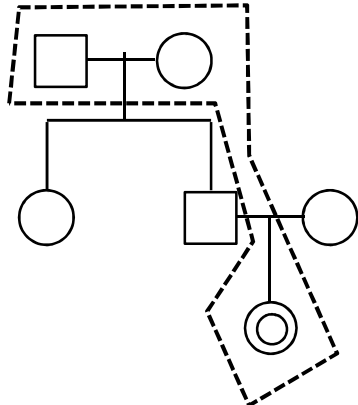
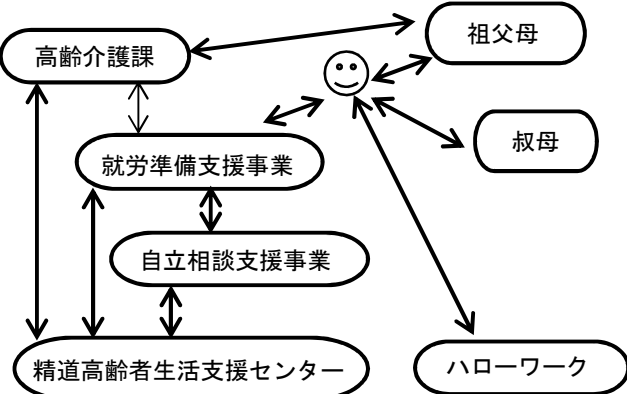
(※事例内容は本人が特定されないよう、修正しています。)

事例1 『同居する親に生活全般の援助を受け、自立意識が低い方への支援』

| ●事例の概要 | |
|--|---|
| <p>・同居する親から生活全般及び経済的な世話を受けている40代女性。80代の父親の認知機能低下が見られ、自立を目指すのが、転職を繰り返してしまう。</p> | |
| ●ジェノグラム | ●エコマップ |
|  |  <p>※「塗りつぶし」…支援開始前の社会資源</p> |
| ●インタビュー・アセスメント時の本人の課題 | |
| <p>【生活歴等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父親と同居。二人暮らし。父親の持ち家である自宅兼店舗で生活。 ・調理師専門学校を卒業後、自宅飲食店で仕事をしていた。 ・父親が経営者、本人は社員であるが、ほとんどお店の仕事はせず、月数回程度手伝っていた。 ・本人に関わる生活費はすべて父親が負担。本人は月10万円を給料として受け取り、全て使い切る。 ・持病は糖尿病。飲酒と喫煙を行う。 ・衣服や化粧品、飲み代などのためにお金を借りたため、総額300万円ほどの借金がある。 ・最近、父親から「物がなくなった、お金を盗った」など言われることが増え、口論になりストレスが大きいので一人暮らしをしたいと思っている。 ・一人暮らしをするためにも自宅飲食店ではなく、調理師として雇ってくれる飲食店を見つけ、貯金もできるようになりたい。 | |
| ●支援の方向性 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・仕事を探したいという本人の意向に沿い、就労支援をする。借金整理と一人暮らしに向けてお金を貯める。 ・認知機能低下が見られる父親への支援は高齢者生活支援センターが担当する。 ・父親の状態によっては、高齢者生活支援センターと権利擁護支援センターで成年後見制度の活用を検討する。 | |

| ●支援経過 | ●支援プラン |
|--|---|
| <p>R3 高齢者生活支援センターより紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父親が経営している飲食店が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で休業等のやむを得ない状況にあり、売り上げが減少し、生活費に困っていると相談あり。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・緊急小口資金（新型コロナウイルス特例貸付）利用希望のため、父親に説明し申請。その後、貸付金 20 万円が振り込まれた。 ・父親から「娘がしっかり働いてくれたらいいのに、働かなくて困っている。」と相談を受ける。 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急小口資金（新型コロナウイルス特例貸付）を利用して経済的生活再建を提案 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本人へ就労支援を提案し、ハローワークへ同行する。 ・求職活動をし、すぐに仕事が見つかる。 ・その後、「聞いていた条件と違った。」と 3 日で辞めてしまう。お金に困り、父親へ金銭的援助を要求する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援、ハローワーク同行 ・社会保険のしくみや雇用契約書の確認方法などを支援 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・父親の年金受給日にお金をもらおうとしたが、拒否され、口論となる。警察が介入し、高齢者虐待として通報・認定される。 ・自立相談支援機関担当者と求職活動をするのを再度提案。新たな就職先を見つけ働き始めたが、人間関係が嫌だったと 2 日で辞めてしまう。 ・買い物や飲食代などで多額の借金があることが分かる。債務整理の相談をすすめる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・再度、就労支援を提案 ・債務整理と家計収支管理支援を提案 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・父親に成年後見人が選任され、本人がお金を要求しても、一切受け取れない状態になる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・父親の権利擁護支援のため、成年後見制度利用 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・就労アセスメントの中で、生活リズムを整え、いずれフルタイム勤務を目指すことを提案。本人も納得しハローワークで求職活動を行う。 ・ハローワークで紹介された飲食店で採用となったが、本人が「お金がたくさんほしい。」との理由でフルタイム勤務を選択。 ・就職後早々、「仮病で休みました。」と欠勤を繰り返し、雇い主より厳重注意を受ける。 | <ul style="list-style-type: none"> ・退職を繰り返すことの振り返りを含む就労支援を提案 |
| ●支援の効果 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・学校卒業後、ほとんど働いたことがなく社会経験が乏しいため、就労先での社会人としての常識のなさを指摘されることが多く、人間関係の構築も難しい面がある。 ・就労できたことにより、今後は就労定着支援が必要であり就労自立まで支援する必要がある。 | |
| ●支援を通じた地域課題等 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・父親と口論することが多くなり、近隣からは問題のある娘と見られているため、地域との関係性は希薄である。今後は父親の状態によっては、近隣に協力してもらうことなどが増えるため、近隣住民との関係性の構築を支援する必要がある。 | |

事例2 『就労準備支援事業利用事例（継続支援）』

| | |
|--|--|
| <p>●事例の概要</p> | |
| <p>本人…30代女性。高校卒業後無職であったが、ホームセンターでの週3日の就労が継続している。両親とは別居。父親は精神疾患があり、本人養育時に虐待があったため、幼少期より祖父母宅に引き取られ養育される。</p> | |
| <p>●ジェノグラム</p> | <p>●エコマップ</p> |
|  |  |
| <p>●インターク・アセスメント時の本人の課題</p> | |
| <p>【生活歴等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人幼少期に父より虐待を受けたため、祖父母宅に引き取られ養育される。 ・中学時代より不登校、人間関係を構築する機会や社会に触れることが少なかった。 ・情報は主にインターネットから得ており、本人の経験談や人から聞いた話はほとんど出てこない。 ・高校在学中から進路に迷い現在も将来の方向性を決めることができない。 ・祖母の介護のため、近くに住む叔母が祖父母宅へ出入りしており、本人が就労していないこと等の生活状況を注意されたことで、叔母ともみ合いになり、制止しようとした祖父を突き飛ばして虐待通報となった。 | |
| <p>●支援の方向性</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・継続支援となる。引き続き就労に向けて基礎となる日常生活リズムの確立と体力づくりを行う。 ・定期的な面談に加え、グループ活動に参加するなど、人と関わる機会をもつ。 ・就労のイメージがもてるように企業研究や企業見学、面接練習、履歴書作成など就職に向けて行動する。 ・自信や自己肯定感を高める関わりを心がける。 | |
| <p>●支援経過</p> | <p>●支援プラン</p> |
| <p>R1.9～R2.9</p> <p>定期面談を中心に関わる。「働きたい」という意欲があるも、不安や自分に対して自信を持たず、一歩が踏み出せない様子。</p> <p>一度働くも人間関係に悩み、自身の体力以上に働いてしまい、1か月ほどで退職に至る。</p> <p>人と関わることに慣れていき、自分のペースで働ける仕事をみつけていきたいと希望される。</p> | <p>定期面談 ハローワーク同行 履歴書作成</p> |

| ●支援経過 | ●支援プラン |
|---|---|
| R2.10 清掃活動のボランティアに支援員と参加する。 他の参加者と話す機会もあり、その場では問題なく受け答えされていたが、久しぶりに他者と関わったことで疲れた様子。 | ボランティアに参加し、他者と関わる機会をもつ。 |
| R2.11 協力事業所の福祉施設を見学する。 事業所での仕事内容についての説明を受け、本人も「仕事のイメージが少し沸いた気がします。」と話される。 | 事業所を見学し、働くイメージをもつ。 |
| R2.12 本人の中で就労に対して意欲が高まってきた様子で、面談中に、以前から見ていた求人情報から、気になっている求人先に応募することができた。 面接試験に不安があるため、支援員と面接練習を実施する。 その後、面接を受け、採用となったが、前職の反省を活かし、無理のない範囲の勤務時間から働くこととする。 | 定期面談 応募書類の準備（履歴書） 面接練習 |
| R3.3 就職して3ヶ月が経ち、人間関係で嫌なことがあった様子。 「辞めたい」と思うようになってきたと話される。 仕事の場面ごとに支援員と振り返りを行い、情報を整理していく。 「マイナスなことでも人に話すと楽になった。」と気持ちの切り替えができた様子。 | 定期面談（オンライン） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため 定着支援 |
| R3.4 つどい場「くろまつ」に参加し、ビジネスマナーについて学ぶ。 一緒に参加している方と少し話す場面も見られた。 | 定期面談 定着支援 グループ活動に参加 プログラム参加 |
| R3.5 面談の中で、「運転免許を取ってみようと思うが、行動に起こせない。」「他のことや仕事でも、行動に移せない自分がいてこれまでの人生もその繰り返しで、そんな自分が嫌になる。」と話される。 話を聞きながら、仕事を続けられている事、プログラムへの参加など、以前に比べいろいろと行動できている事実があることをお伝えする。 | 定期面談（オンライン） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため 定着支援 電話連絡 |
| R3.6 寄ってカフェ（オンライン）に参加する。 他の参加者で運転免許を取得されている方がいたので、運転免許についての話で盛り上がった。 後日、「教習所はどこにしたら良いか。費用はどれくらいかかるか。」などの質問があった。 支援員と一緒に調べながら進めていくとイメージが沸いたようで、教習所に申し込みをする。 | 寄ってカフェ（オンライン）に参加。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため 運転免許取得を目指す。 |
| R3.7 面談で、「教習所を続けていく自信がない。」「仕事でイライラが溜まっている。」とマイナスな発言が目立つ。 教習所を続けていく自信が持てない理由を聞きながら、イライラのコントロールの方法について一緒に学んでいく提案をする。 | 定期面談 定着支援 電話連絡 |

| ●支援経過 | ●支援プラン |
|---|---|
| <p>R3.8 つどい場「くろまつ」（オンライン）でアンガーマネジメントについて勉強する。「なかなか難しい。」という感想。 寄ってカフェ（オンライン）に参加され、他の参加者とゲームの話をされる。</p> | <p>定期面談（オンライン） グループ活動に参加（オンライン） 寄ってカフェに参加（オンライン） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため 定着支援</p> |
| <p>R3.9 体操プログラムに参加。 「体を動かして少しすっきりした」との感想があった。 赤い羽根募金のポスターを丸める作業に参加する。 手先が器用で丁寧に丸められている。 運転免許が取得できたことを報告してくれる。</p> | <p>体操プログラムに参加 グループ活動に参加 作業に参加</p> |
| <p>R3.10 祖父母の認知症状が進み、現在住んでいる家を出なければならなくなったと報告を受ける。 「これからというときにいつも家族に振り回される。」と落ち込んでいる様子。 一人暮らしをするか、他県に住む母宅に行くか悩んでいるよう。</p> | <p>定期面談 電話連絡</p> |
| <p>R3.11 金銭的なリスクを考えると一人暮らしは厳しいとの結論に至り、他県に住む母宅へ引っ越すこととなり、本事業の支援が終結となる。 お別れの時に、相談員に感謝の言葉を伝えてくれた。</p> | <p>定期面談 電話連絡</p> |
| ●支援の効果 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・数年に渡る継続的な支援であり、本人が悩んだり、つまずいた時に話を聞くことができる身近な存在になれるよう関係性の構築に努めた。 ・見られた変化としては、他者と関わる機会が増えたように思う。当初は、社会経験の少なさから、人との関わりの中で疲れを感じる場面が多かったが、次第に自分の想いや興味のあることについて、積極的に他者と話す場面も見られた。 ・自身で考えて選択しながら主体性をもって行動することができるようになった。仕事に対しても、転居に至るまでは継続することができており、キャリアに対するステップアップや運転免許という資格取得にもつながった。 | |
| ●支援を通じた地域課題等 | |
| <p>・家族の都合により他市に転居となるケースについて、本人としては引き続き本市で自立に向けて取り組んでいきたいという意思があったとしても、1人で生活できるほどの生活スキルや金銭的余裕がない場合、転居せざるを得なくなる。制度として、一時的な生活費等の支援や福祉サービス非対象者でもグループホームのような制度があれば、転居せずに継続支援ができたのではないかと感じた。</p> | |

V 事業推進体制

1 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会

参考資料1「芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱」に基づき設置

<目的>

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、支援に必要なネットワークを構築するため。

<設置日>

平成28年1月18日

<構成員>

参考資料2「生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿」を参照

<開催日>

第1回

令和3年7月13日（火）午後3時00分～5時00分

第2回

令和4年3月16日（水）午後1時30分～3時30分

<協議内容>

第1回 ※オンライン開催※

1 報告

(1) 各事業における令和2年度の実績報告及び令和3年度の取組について

- ア 自立相談支援事業
- イ 就労準備支援事業
- ウ 地域まなびの場支援事業

2 協議

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による相談実績及び課題について
(2) 芦屋市におけるヤングケアラー支援にかかる取組について

3 その他

第2回 ※オンライン開催※

1 報告

(1) 各事業における令和3年度の取組状況について（令和3年12月末時点）

- ア 自立相談支援事業
- イ 就労準備支援事業
- ウ 地域まなびの場支援事業

2 協議

(1) 第4次地域福祉計画にかかる重層的支援体制整備事業について

3 その他

<協議結果>

第1回

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での支援策に加え、認知機能が低下している方への居場所の確保や支援者の早期介入に関する協議を行いました。

就労準備支援事業における企業開拓の中に、「こえる場！」の参画企業が関わっていることについて評価していただきました。

コロナ禍における居場所の再開方法について、オンラインの活用やアウトリーチでのコンタクトの取り方等を踏まえて検討する必要があると示されました。また、ネグレクト傾向にある方への予防的な対応等について協議する場が必要ではないかとの意見がありました。

第2回

生活保護受給者の社会参加や地域社会での受皿や居場所の必要性について協議を行いました。

また、就労準備支援事業における社会資源の開拓やアウトリーチの方法について評価していただきました。

重層的支援体制整備事業の実施に向けて、本協議会のあり方の検討や、本市におけるアウトリーチの方法の検討等の必要性が示されました。

2 総合相談連絡会

<目的>

総合相談連絡会は、保健福祉センター開設時から本センター内の各種相談窓口の機関を対象に開催しており、「総合相談窓口」で受けた相談内容の報告と対応の確認を行っています。また、各種相談窓口の担当者間の意思疎通を図る役割も担っています。

また、令和3年度には学校教育課担当者に定例出席を依頼し、連携を図っています。

<実施状況>

開催日：毎月第2金曜日 午後4時～5時

参加機関：14機関（福祉センター、保健センター、子ども家庭総合支援室、特別支援教育センター、福祉部地域福祉課、高齢者生活支援センター、阪神南障がい者就業・生活支援センター、就労準備支援事業、障がい者相談支援事業、権利擁護支援センター、社会福祉協議会、若者相談センター、地域まなびの場支援事業、学校教育課）

<令和3年度の成果と課題>

成...果

- ・新型コロナウイルス感染予防のための緊急事態宣言により開催を中止せざるを得ない時期がありましたが、再開後は日頃、支援の現場で対応に困る事例や声のかけ方などについて意見交換する場面を作ることができました。また、新たな関係機関にも参画いただきました。
- ・参加者から講演会や研修などのチラシを配布いただき、情報共有することができました。

課...題

- ・集合開催ができない場合にはオンラインやメールで、相談内容と対応の確認をするなど、環境を整える必要があると考えています。

3 事例検討会

<目的>

相談対応において精神疾患や発達障がい、依存症のアセスメントや支援方法で迷うことが多いため、学識経験者やケースに携わっている関係機関とケースの方向性や振り返りを行う場として設置しています。

<実施状況>

開催日：奇数月（平成27年11月～）

参加者：阪田 憲二郎先生（神戸学院大学 教授）・社会福祉協議会・福祉部地域福祉課・就労準備支援事業・事例に携わる関係機関

<令和3年度の成果>

成...果

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンラインでの開催を継続しています。
- ・主に、ひきこもりの方や長期間就労していない方へのアプローチ方法などについて事例に基づき検討しました。支援が長期間かつ支援が前進しないことが多く、支援者のケースに対する心理的負担が大きくなりますが、ひきこもりの方や社会的孤立の支援では、関わり続けることが大切であるとアドバイスをいただくことができ、支援者間で共有することができました。
- ・また、長期間ひきこもりだったご本人と出会うことができ、その後の支援方法を確認することができました。
- ・「ひだまりの会 一子どもを思いやる親の会」の運営に関しても、あまり焦ることはなく定期的に開催していくことが大切であると確認することができました。

課...題

- ・相談に結び付いていない方に関して、どのようなアプローチ方法が効果的なのか事例を通して引き続き検討します。個別事例からの共通課題を把握し、具体的な取り組みを検討する必要があります。

4 阪神7市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会

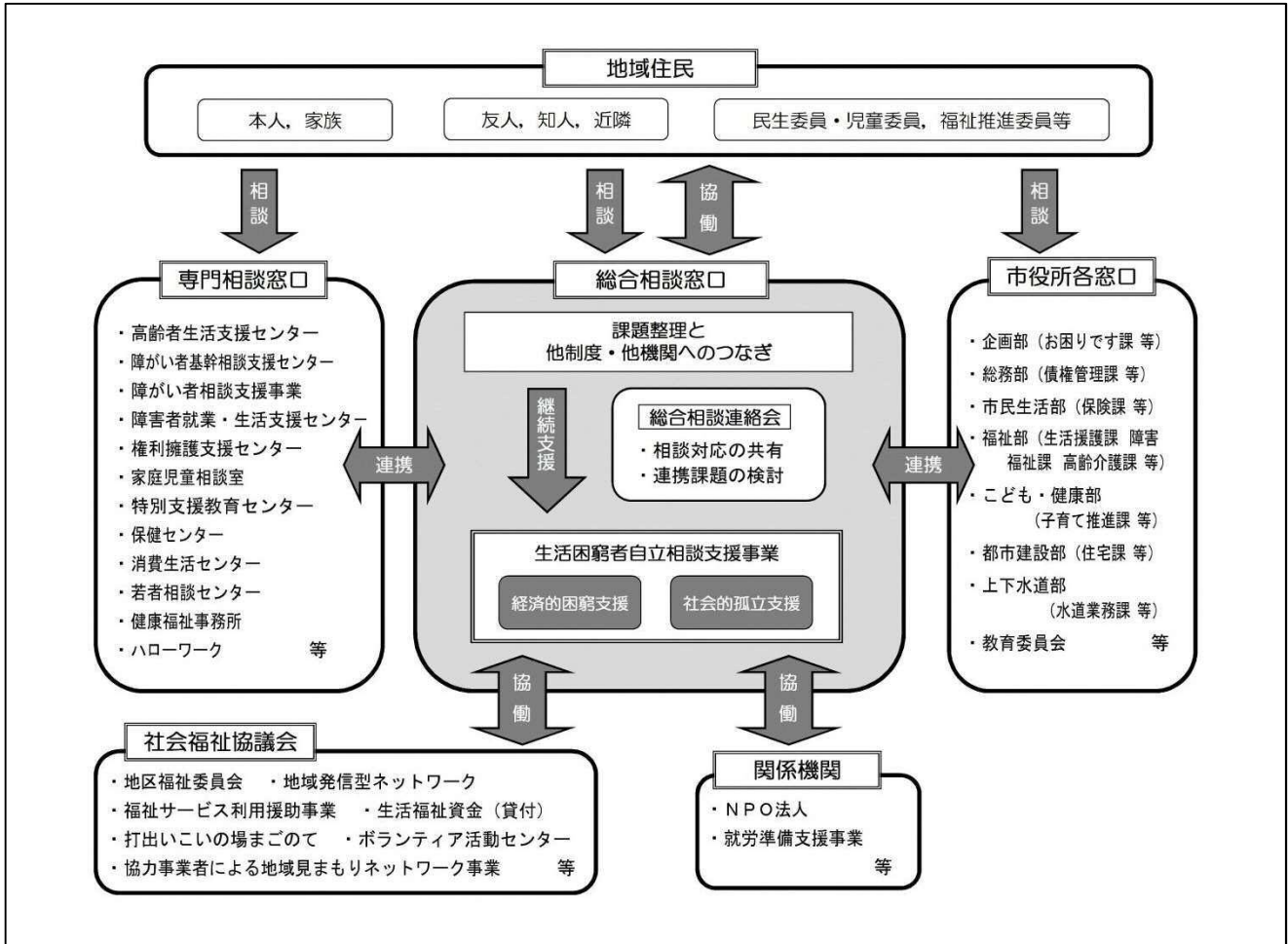
<目的>

生活困窮者が抱える多様な複合的な問題について、尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・丹波篠山市における市が連携し、情報の共有、職員の資質向上及び支援に必要なネットワークの構築を行うことで生活困窮者自立支援制度の円滑な運営と発展を図ることを目的としています。

<開催日>

令和3年度開催予定分については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました。

5 総合相談窓口の関係図



(第3次芦屋市地域福祉計画より抜粋)

VI その他

1 広報啓発

(1) 広報誌等

| | |
|---------------|---------------------------------------|
| 令和3年4月～令和4年3月 | 広報あしや (総合相談窓口、ひだまりの会、ひみつきち、寄ってカフェ) |
| 令和3年4月～令和4年3月 | あしやねっと(寄ってカフェ) |
| 令和3年4月～令和4年3月 | ためまっぷ芦屋(寄ってカフェ) |
| 令和3年4月 | 社協だより |
| 令和3年7月 | 福祉センターだより |
| 令和3年7月 | 社協だより(つどい場「くろまつ」) |
| 令和3年10月 | 社協だより |
| 令和4年1月 | 社協だより |

(2) 広報物作成

| | |
|---------------|--|
| 令和3年4月～令和4年3月 | 寄ってカフェ開催チラシ ※毎月配布 |
| 令和3年9月 | 就労準備支援事業リーフレットの改訂(両面仕様) |
| 令和3年10月 | 法人ホームページにて就労準備支援事業のページを作成 (芦屋市ホームページにリンク) |
| 令和4年1月 | 地域の子育て世帯へのゆずりあい・ほほえみ支援リーフレット作成 |

(3) 説明会等

| | |
|---------|---|
| 令和3年7月 | 県立芦屋高校の授業の一環として、テーマ別研究を実施 ・養護施設の子はなぜ進学率が低いのか ・貧困の子どもたちはどのように生活しているのか ・社会保障について |
| 令和3年9月 | クローバー芦屋ランチと協働で近隣の県立高校に事業説明 |
| 令和3年10月 | 「就職困難学生の支援セミナー&個別相談会」にて事業説明 |
| 令和3年11月 | 若者相談アサガオ親の会に出席し、事業説明 |
| 令和3年11月 | 生活困窮者自立支援制度 近隣の高校、大学で事業説明 (大学2校・高校1校) |
| 令和4年3月 | 芦屋市シルバー人材センター 福祉・家事援助グループ 芦屋市出前講座「生活困窮者支援と地域づくり」 |

2 近隣市との情報交換会等

| | |
|---------|---------------------|
| 令和3年4月 | 西宮市就労準備支援事業担当者と情報交換 |
| 令和3年5月 | 伊丹市就労準備支援事業担当者と情報交換 |
| 令和3年6月 | 宝塚市就労準備支援事業担当者と情報交換 |
| 令和3年7月 | 神戸市就労準備支援事業担当者と情報交換 |
| 令和3年9月 | 明石市就労準備支援事業担当者と情報交換 |
| 令和3年10月 | 三木市就労準備支援事業担当者と情報交換 |
| 令和3年12月 | 伊丹市就労準備支援事業担当者と情報交換 |

3 職員研修

| | |
|---------|--|
| 令和3年6月 | 若者相談センター「アサガオ」主催連続セミナー 「易しそうで実際は難しい傾聴の基本 ―受容と共感的理解―」 |
| 令和3年8月 | 生活困窮者自立支援制度シンポジウム ～つながり続けることを目的とした支援～伴走型支援 |
| 令和3年8月 | 芦屋市社会福祉審議会地域福祉部会主催 「若者から学ぶ芦屋の未来」 |
| 令和3年9月 | ひきこもりサポーター育成研修（初級コース） |
| 令和3年10月 | ひきこもりサポーター育成研修（中級コース） |
| 令和3年10月 | 不登校・ひきこもり・8050問題「本人の心 家族の想い」 （株）ネクステ（たんば生きづらさネット地域共生セミナー） |
| 令和3年11月 | 「ヤングケアラーの支援とは ソーシャルワークからの気づきと支援」 |
| 令和3年12月 | 令和3年度 キャリア教育・就職支援等研究協議会 「生徒の進路実現に向けた関係機関との在学中からの連携について」 |
| 令和4年2月 | 若年無業者等集中訓練プログラム説明会 |
| 令和4年3月 | 「ASD特性を背景とするひきこもり状態にある人の家族支援」 クローバー CRAFT プログラム研修 |

4 視察等対応

| | |
|--------|------------------------|
| 令和3年5月 | 兵庫県尼崎市 |
| 令和3年6月 | 兵庫県 |
| 令和3年7月 | 奈良県 |
| 令和3年9月 | 「研究紀要 第25号」（令和4年3月発行号） |
| 令和3年9月 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 |
| 令和4年1月 | 株式会社日本能率協会総合研究所 |

VII 参考資料

1 生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、支援に必要なネットワークを構築するため、芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活困窮者支援に係る情報共有に関すること。
- (2) 生活困窮者支援に係る社会資源の活用、就労の場の開拓、社会参加の場づくり等に関すること。
- (3) 生活困窮者支援の推進を図るためのネットワークの構築に関すること。
- (4) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 司法関係者
- (3) 保健、医療関係者
- (4) 商工、労働機関関係者
- (5) 権利擁護支援センター関係者
- (6) 地域包括支援センター関係者
- (7) 障がい者基幹相談支援センター関係者
- (8) 若者相談関係者
- (9) 福祉団体関係者
- (10) 行政関係者
- (11) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の課題について、専門的に協議する必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会員は、会長が指名する。
- 3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、専門部会を主宰する。
- 6 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 専門部会において、部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか資料の提出を求めることができる。
- 9 専門部会は、協議会から付託された事項について協議し、その結果を協議会に報告する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

2 令和3年度 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿

| 区 分 | 所 属 | 氏 名 |
|--------------------------|-------------------------------|-------|
| 学識経験者 | 日本福祉大学大学院 特任教授 | 平野 隆之 |
| 司法関係者 | 兵庫県弁護士会 タクト法律事務所 弁護士 | 吉田 督 |
| 保健及び医療関係者 | 芦屋市医師会 理事 | 川畑 香 |
| | 兵庫県芦屋健康福祉事務所 地域保健課地域保健専門員 | 岸本 和子 |
| 商工、労働機関関係者 | 西宮公共職業安定所 職業相談部門統括職業指導官 | 上畑 真理 |
| | 阪神南障害者就業・生活支援センター 主任就業支援担当 | 藤川 喜正 |
| 芦屋市権利擁護支援センター 関係者 | 権利擁護支援センター長 | 谷 仁 |
| 芦屋市地域包括支援センター 関係者 | 精道高齢者生活支援センター 基幹的業務担当主査 | 針山 大輔 |
| 芦屋市障がい者基幹相談支援 センター関係者 | 障がい者基幹相談支援センター長 | 三芳 学 |
| 若者相談関係者 | 芦屋メンタルサポートセンター長 | 杉江 東彦 |
| 福祉団体関係者 | 芦屋市社会福祉協議会 事務局次長 | 山岸 吉広 |
| | 芦屋市民生児童委員協議会 朝日ヶ丘ブロック長 | 倉内 弘子 |
| 行政 | 福祉部長 | 中山 裕雅 |

「総合相談窓口」

ひとりで悩まないでご相談ください

頑張っているのに
仕事が見つからない

働いたことが無くて不安

仕事に関する相談

家賃が高くて支払えない

仕事をやめて
家賃が支払えない

住まいの相談

こんな悩みを
抱えていませんか？

お金のやりくりが
うまくいかない

借金ばかりで生活が苦しい

お金に関する相談

悩みがあるけど
相談できる人がいない

くらしの相談

相談内容のQ&A

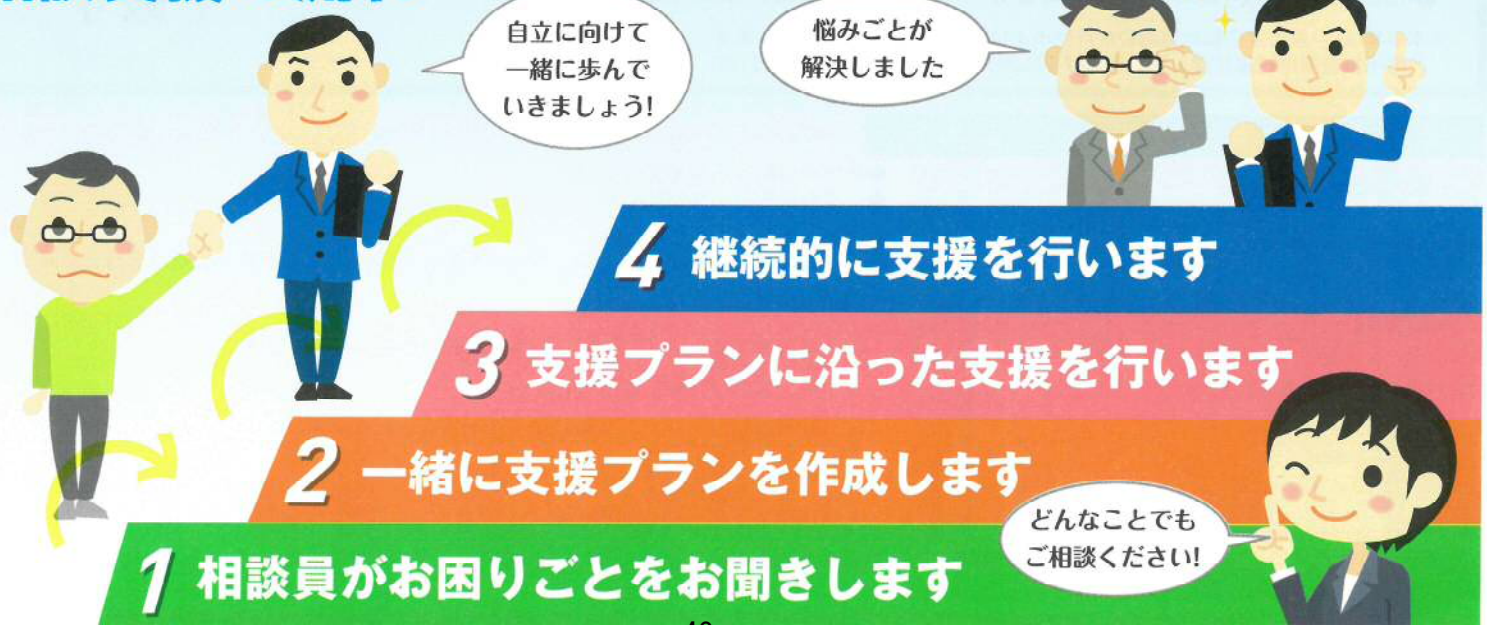
Q1. 誰でも相談できますか？

A1. 原則として、芦屋市在住で、生活に困窮している方、身近に相談できる人がいなくて、困っておられる方ならどなたでも相談できます。

Q2. 仕事のあっせんはしてくれますか？

A2. 窓口で仕事のあっせんはしていませんが、ハローワークや就労支援を行っている関係機関におつなぎします。

相談支援の流れ



くらしの「困りごと」、仕事の「悩み」、 あなたの「不安」をまずはご相談ください。

自立相談支援事業

～あなたと一緒に支援プランを作成します～

支援員がお困りの内容をお聞きし、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成します。寄り添いながら、自立に向けた支援を継続的に行います。



住居確保給付金の支給



離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方には、求職活動などをすることを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

就労準備支援事業



「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに就労が難しい方等に、有期限のプログラムに沿って、基礎能力を養いながら就労に向けた支援を行います。

地域まなびの場支援事業

子どもの学習支援を始め、日常生活習慣、仲間と出会い、活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者への支援を行います。



ご相談内容に応じて、他の制度利用等についても、各関係機関と連携して支援を行います。



お電話・メール・来所・訪問など、ご希望の方法で相談に応じます

社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会

- 電話 話: 0797-31-0681
- F A X: 0797-32-7529
- メー ル: kurashi@ashiya-shakyo.com
- 場 所: 芦屋市保健福祉センター1階 総合相談窓口 (芦屋市呉川町14番9号)
- 相談日時: 午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日、年末年始を除く)

※本事業は、芦屋市社会福祉協議会が芦屋市より委託を受けて実施しています。
芦屋市福祉部地域福祉課 TEL:0797-38-2040 / FAX:0797-38-2160

相談
無料

秘密
厳守

芦屋市保健福祉センター案内図



- ◆阪神芦屋駅から徒歩約13分
- ◆JR芦屋駅から徒歩約15分
- ◆阪急バスをご利用の場合
 - ①JR芦屋駅・阪急芦屋川駅・阪神芦屋駅から芦屋浜営業所前経由新浜町行き巡回ルート31, 32, 35, 36, 131系統に乗車
《中央公園前》下車。北へ徒歩2分
 - ②阪急芦屋川駅・JR芦屋駅・阪神打出駅から中央公園前行き63系統に乗車
《中央公園前》下車。北へ徒歩2分
 - ③JR芦屋駅南口から新浜町経由大東町行き巡回ルート50, 59系統に乗車
若葉町経由芦屋浜営業所前行き巡回ルート24, 27系統に乗車
《呉川町》下車。南へ徒歩1分

阪急バスの時刻表はホームページから
<http://bus.hankyu.co.jp/rosen9/ashiya.html>

令和3年度 芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書作成にかかる事務局

| 氏 名 | 所 属 |
|--------|-------------------------------------|
| 三谷 百香 | 芦屋市社会福祉協議会 (自立相談支援事業受託機関) |
| 黒田 樹里 | |
| 吉川 美波 | |
| 井上 利夫 | |
| 中野 美智子 | 社会福祉法人 三田谷治療教育院 (就労準備支援事業受託機関) |
| 藤川 喜正 | |
| 佐藤 久愛 | |
| 覺前 典文 | グリーンコープ生活協同組合ひょうご (家計改善支援事業受託機関) |
| 須藤 崇史 | |
| 若林 伸和 | 社会福祉法人 山の子会 (地域まなびの場支援事業受託機関) |
| 楠 正暢 | |
| 吉川 里香 | 福祉部地域福祉課 |
| 安達 昌宏 | |
| 岡本 ちさと | |
| 横道 紗知 | |

令和3年度

芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書

令和4年8月

発行 芦屋市

〒659-8501

兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL 0797-38-2040

FAX 0797-38-2060

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

編集 芦屋市福祉部地域福祉課